

指定管理者制度運用ガイドライン
【第7版】

令和5年4月
松江市

目次

はじめに	1
第1章 指定管理者制度の概要	2
1 指定管理者制度とは	2
2 公の施設とは	2
3 指定管理者制度が適用できない公の施設	3
4 指定管理者とは	3
(1) 指定管理者の地位	
(2) 指定管理者の権限	
5 指定管理料	4
(1) 指定管理料の取り扱い	
(2) 指定管理料の精算	
6 料金制度	5
7 信頼性・公益性の確保	6
8 マネジメントサイクルの構築	6
9 指定管理者制度導入施設における本市の責任	7
10 リスク分担	7
(1) リスク分担とリスク管理	
(2) 利用者に対する損害賠償責任	
11 暴力団の排除	10
(1) 排除措置の対象となる公の施設	
(2) 排除措置の対象となる行為	
(3) 排除行為の確認	
(4) 排除措置の実施	
(5) 排除要請の対応	
(6) 施設所管課の取り組み	
12 目的外使用許可	11
13 第三者への委託	12
(1) 第三者への委託の制限	
(2) 地域企業等への配慮	
14 自主事業	12
(1) 自主事業の実施	
(2) 自主事業の会計	

(3) 自主事業における行政財産使用	
(4) 自主事業における施設利用料について	
(5) 市が実施を定める自主事業	
1 5 備品の所有権	1 3
1 6 指定管理者制度検討委員会（庁内検討委員会）	1 3
第2章 指定管理者制度の導入	1 4
1 制度導入の基本的な手順	1 4
2 基本的な事務スケジュール	1 5
3 制度導入の基本的な考え方	1 5
(1) 施設のあり方を検討	
(2) 管理のあり方を検討	
4 施設の単位	1 6
5 条例の整備	1 6
(1) 松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例	
(2) 設置条例	
(3) 設置条例の制定(改正)時期	
6 公募・非公募の決定	1 8
(1) 公募の原則	
(2) 非公募による選定が可能な場合	
7 指定期間の決定	1 8
(1) 公募施設の指定期間	
(2) 非公募施設の指定期間	
(3) P F I 事業による施設の指定期間	
8 募集要項及び仕様書の作成	1 9
(1) 募集要項及び仕様書の作成・公表	
(2) 指標の設定	
(3) 選定基準の作成	
(4) 「審査基準(松江市の考え方)」の作成	
(5) 「採点表」の作成	
(6) 資格要件	
(7) 複数団体等による申請の取り扱い	
9 公募の実施	2 6
(1) 公募の時期	
(2) 募集期間	

(3) 募集方法	
(4) 現地説明会の実施	
(5) 団体からの質問	
10 申請書類の受付及び受理後の確認	27
(1) 申請書類の受付	
(2) 申請書類の受理後の確認	
第3章 選定に関する手続き	28
1 選定審議会による選定	28
2 指定管理者の候補者選定に係る資料作成	28
(1) 申請団体比較表	
(2) 集計表	
3 指定管理者の候補者の選定	29
4 プレゼンテーション	29
5 指定管理者選定時の評価の最低基準	29
6 選定結果の通知	29
7 選定結果の公表	30
第4章 指定管理者の指定及び協定の締結	31
1 指定管理者指定の議案提出	31
(1) 議会への指定議案の提出	
(2) 指定議案の提出時期	
(3) 議決事項	
(4) 指定議案の決裁	
2 債務負担行為の設定	31
3 議決（指定）後の指定通知及び告示	32
4 協定の締結	32
5 指定管理料の支払方法	33
第5章 指定管理者による管理	34
1 適正な管理業務の確保	34
(1) 関係法令の遵守	
(2) 利用拒否、差別的取り扱いの禁止	
(3) 守秘義務	
2 業務の引き継ぎ	34

3	事業報告書の提出	3 4
	(1) 年間報告書	
	(2) 月例報告書	
4	モニタリングの実施	3 5
	(1) モニタリングの目的	
	(2) 指定管理者によるセルフモニタリング	
	(3) 市によるモニタリング	
	(4) 指定管理者への指示	
5	指定の取消し	3 6
6	原状回復義務	3 8
7	損害賠償	3 8
第6章	指定管理者の評価	3 9
1	指定管理者の評価	3 9
	(1) 公募施設の評価	
	(2) 非公募施設の評価	
2	評価結果の公表	3 9
3	評価結果の活用	3 9
第7章	指定管理者制度の留意点	4 0
1	税の取り扱い	4 0
	(1) 消費税・地方消費税	
	(2) 印紙税	
2	情報の公開	4 0
3	個人情報の保護	4 0
4	情報システムの管理	4 1
5	避難施設の開設	4 1
6	インボイス制度への対応	4 1
【参考資料】		
	地方自治法（抄）	資－ 1
	公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例	資－ 3
	公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則	資－ 8
	松江市暴力団排除条例	資－ 1 1
	松江市情報公開条例	資－ 1 4

松江市行政手続条例	資－ 2 5
総務省自治行政局長通知（平成 15 年 7 月 17 日総行行第 87 号）	資－ 3 8
総務省自治行政局長通知（平成 15 年 8 月 29 日総行行第 113 号）	資－ 4 2
厚生労働省課長通知（平成 15 年 8 月 29 日雇児総発第 0829001 号他）	資－ 4 3
国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知（平成 15 年 9 月 2 日 国都公緑第 76 号）	資－ 4 4
厚生労働省医政局総務課長通知（平成 15 年 11 月 21 日医政総発 第 1121002 号）	資－ 4 6
国土交通省河川局課長通知（平成 16 年 3 月 26 日国河政第 115 号他）	資－ 4 8
国土交通省港湾局管理課長通知（平成 16 年 3 月 29 日国港管第 1406 号）	資－ 4 9
国土交通省都市・地域整備局下水道企画課長通知（平成 16 年 3 月 30 日 国都下企第 71 号）	資－ 5 0
国土交通省道路局課長通知（平成 16 年 3 月 31 日国道政第 92 号他）	資－ 5 4
国土交通省住宅局長通知（平成 16 年 3 月 31 日国住総第 193 号）	資－ 5 5
厚生労働省健康局総務課長通知（平成 16 年 5 月 21 日健総発第 0521001 号）	資－ 5 8
総務事務次官通知（平成 17 年 3 月 29 日総行整第 11 号）	資－ 5 9
自治事務次官通知（平成 12 年 3 月 29 日自治画第 67 号、平成 17 年 10 月 3 日一部改正）	資－ 6 1
総務省自治税務局市町村税課長通知（平成 17 年 11 月 14 日総税市 第 59 号）	資－ 6 3
総務省自治行政局長通知（平成 19 年 1 月 31 日総行行第 15 号）	資－ 6 4
総務事務次官通知（平成 20 年 6 月 6 日総財財第 33 号）	資－ 6 5
総務省自治行政局行政課（平成 20 年 6 月 6 日）	資－ 6 7
総務省自治行政局長通知（平成 22 年 12 月 28 日総行経第 38 号）	資－ 6 9
総務省自治行政局長通知（平成 29 年 4 月 25 日総行経第 25 号）	資－ 7 1

改訂履歴

年月	主な改訂内容
平成 26 年 3 月	ガイドライン策定
平成 27 年 4 月	申請資格の追加、非公募理由の変更など
平成 30 年 8 月	公募スケジュールの変更、申請資格の変更など
令和元年 12 月	利用料金収入の取扱いの一部変更、自主事業実施時の施設利用料の

	取扱いの一部変更など
令和 2 年 10 月	指定議案提出時期の一部変更、前記変更に伴う債務負担行為の設定の一部変更など
令和 4 年 10 月	インボイス制度への対応の追加、参考資料の一部更新など
令和 5 年 4 月	指定管理料の精算の取扱いの一部追加、標準的な選定審査基準の例の一部変更、選定結果の公表内容の変更、個人情報の取扱いに係る根拠法令の変更など

はじめに

指定管理者制度は、平成 15 年 9 月の「地方自治法の一部を改正する法律」の施行により、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の縮減等を図ることを目的として導入された制度です。松江市では平成 18 年度から指定管理者制度を本格導入し、公の施設の効率的な運営を行っています。

指定管理者制度の運用に当たっては、指定管理者による公の施設の管理運営が効率的かつ適正に行われることが求められます。そのためには、公の施設の設置者としての責任を果たす立場から、公の施設の管理運営に関する水準等について日常的・継続的にモニタリングを実施するなど、指定管理者に対して的確な指示が行えるような体制を整えておくことが重要です。

このガイドラインは、これまでの運用上の課題を検証し松江市の統一的な指針を定めることにより、より適切な制度の運用を図るとともに、市の基本的な考え方、標準的な手続を市民、事業者へ発信することにより、公の施設において民間のノウハウを最大限に活用することを目的としています。

なお、指定管理者制度の運用については、地方公共団体の自主性に委ねられていることから、定期的に検証を行い、このガイドラインについても必要に応じて修正を行っていきます。

第1章 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、公の施設の管理運営を広く民間企業やNPO法人を含む団体に委ねることを可能にした地方自治法上の制度です。

それまでの「管理委託制度」のもとでは、公の施設の管理の委託先は、公共団体、公共的団体及び自治体が出資する第三セクター等に限定されていました。

しかし、公の施設の管理運営において、民間事業者も十分なサービス提供能力を備えてきていることや、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するためには、民間事業者の有するノウハウを活用することが有効であることなどの背景を受け、「指定管理者制度」として制度化されたものです。（参照：平成15年7月17日総行行第87号総務省自治行政局長通知）

この指定管理者制度は、公の施設に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、管理委託制度とは異なり、指定管理者は行政処分に該当する使用許可も行うことができます。

なお、指定管理者は「法人その他の団体」（地方自治法第244条の2第3項）とされ、個人を指定管理者として指定することはできません。ただし、法人格は必要ありません。

2 公の施設とは

公の施設とは、地方自治法において「住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するため地方公共団体が設ける施設」と定義され、公の施設の要件としては、次の5つを満たすものとされています。

- ① 住民の利用に供するための施設であること
- ② 当該地方公共団体の住民が主たる利用者であること
- ③ 住民の福祉を増進する目的をもって設ける施設であること
- ④ 地方公共団体が設けるものであること
- ⑤ 施設であること

したがって、事務所である市役所の庁舎や研究施設など、住民の利用に供することを目的としない施設は、公の施設ではありません。

＜公の施設の例＞

スポーツ施設	体育館、運動場
教育・文化施設	公民館、文化ホール、図書館
社会福祉施設	老人福祉センター、児童センター、児童クラブ、保育所
産業・観光施設	農業振興施設、市民農園、観光施設、温泉施設
その他	公営住宅、病院、公園、駐輪場

3 指定管理者制度が適用できない公の施設

総務省通知では、「道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができない」とされています。

ただし、以下のとおり管理主体の対象拡大措置が通知によって図られているものは、この限りではありません。

道路	道路法により、公の施設の管理者は市長となっている。 指定管理者に行わせることができる管理行為の例（清掃、除草、単なる料金の徴収業務で定型的な行為に該当するもの等）。
河川	河川法により、公の施設の管理者は市長となっている。 指定管理者に行わせることができる管理行為の例（河川の清掃、河川の除草、軽微な補修（階段・手摺り・スロープ等河川の利用に資するものに限る））。
学校	学校教育法により、公の施設の管理者は市長となっている。 指定管理者に行わせることができる管理行為の例（学校施設の警備、清掃、プールや体育館等の保守、給食の調理業務（*1）、学校施設一般開放の管理等）。
病院	医療法人においては、指定管理者による管理運営が可能。 ただし、医療法の趣旨に照らし、営利を目的とする者（株式会社など）については指定管理者とすることができない。

*1 この「給食の調理業務」は、学校の施設内で行うものを表している。給食センターは、一般に公の施設ではないと考えられ、給食センターで行う調理業務は、指定管理者制度の対象とはならない。

4 指定管理者とは

(1) 指定管理者の地位

指定管理者は議会の議決を経て、行政処分的一种である「指定」を受けた法人その他の団体です。

指定により公の施設の管理権限の委任を受けた指定管理者は、市に代わり当該公の施設の事務を行う機関であることから、市のパートナーとして公共の一翼を担い、地域全体の公益に資することが求められます。

市においては、指定管理者との間で施設の管理運営に関する「協定」を取り交わしており、指定管理者は協定に則って具体の業務を実施することになります。

(2) 指定管理者の権限

指定管理者制度が導入されるまでの公の施設の使用許可権限は、公の施設の設置目的

が、公共の利用のために多数の住民に対して均等にサービスを提供することを目的として設置されているものであり、法律上でも住民の平等利用の確保や差別的取扱いの禁止が規定されているという理由から行政内部に留保されていました。

しかし、指定管理者制度のもとでは、効果的、効率的な施設運営を実現するため、条例に定めることにより、使用許可を指定管理者に行わせることが可能となりました。

ただし、以下の権限は法令により市長のみが行うことができる権限とされているため、指定管理者に行わせることはできません。

- ① 使用料の強制徴収（法第 231 条の 3）
- ② 審査請求に対する決定（法第 244 条の 4）
- ③ 行政財産の目的外使用許可（法第 238 条の 4）
- ④ 使用料の減免（※法施行令第 158 条による私人への徴収又は収納事務の委託の範疇には入らない。）

5 指定管理料

(1) 指定管理料の取扱い

指定管理者が利用料金収入やその他の事業収入等で管理運営経費の全てを賄うことができない施設においては、その差額を指定管理料（指定管理者が公の施設を管理するために要する市からの支出金）として支出します。ただし、利用料金制（「6 料金制度」参照）を採用しない場合は、施設の使用料が市の歳入（公金）となるため、管理運営経費からその他事業収入を差し引いた額を指定管理料として支出します。

指定管理料の積算に当たっては、直営や委託等の実績を参考にしながら、施設の管理運営に必要な経費に過不足が生じることがないように客観的・合理的な積算に努め、また、指定管理料の上限額を設定する際には、財政課と予算に係る事前協議を行う必要があります。

(2) 指定管理料の精算

公募により指定管理者を指定した施設においては、指定管理者の経営努力を促し、管理運営経費縮減等のインセンティブを高めるため、指定管理料（修繕費を除く。）は原則として精算しません。ただし、効率的な予算執行を図るため、修繕費は枠予算として**年度末に精算することとし**、仕様書及び協定書に明示します。年度末に、修繕費の実績に応じて協定の変更を行います。

公募によらず（以下「非公募」という。）指定管理者を指定した施設においては、**原則として指定管理料は年度末に全額精算します**。ただし、非公募で指定管理者を指定した施設でも、観光施設などその施設の状況等を勘案し、インセンティブを高め、指定管理者の経営努力を促した方が、効果的であると考えられるものについては、指定管

料金を精算しないこととします。

また、指定管理者制度の目的である管理運営経費の縮減は、全ての指定管理施設で達成されるべきものであるため、指定管理料を精算する施設においても、指定管理者には適切な経費の支出を求め、適宜点検を行います。管理運営経費に過大な支出が認められた場合、当該過大な支出に係る部分を減額して精算します。

6 料金制度

指定管理者制度を導入した公の施設の料金の取扱いについては、使用料制と利用料金制のいずれかを選択します。なお、指定管理者に複数の公の施設を包括して管理を行わせる場合は、公金取扱いの適正化の観点から、使用料制と利用料金制を混在しないようにします。

また、指定管理者のインセンティブを高め、適正な管理運営が行えるようにするため、報奨金制度についても同時に導入を検討することとします。

(1) 利用料金制

施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる仕組みとした制度で、施設の管理運営に当たり、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化の観点から設けられたものです。利用料金制の場合、当該利用料金は公金には当たりません。

なお、利用料金収入で施設の維持管理費用を全て賄うことができる施設（指定管理料 0 円の施設）については、公の施設を指定管理者に無償で貸与し営業を行わせているのと同じような状態になる場合もあります。この場合、指定管理者は、事業者自らが設備投資等をして事業を行う場合と比較して少ない経費で事業ができる状況が生じます。

このような状況になることが想定される場合は、施設使用料に相当する額を指定管理者から市に納付させるなどの一定の基準を設ける、又は公募においてそのような提案を求める対応をあらかじめ検討し、仕様を作成するものとします。

(2) 使用料制

施設の利用に係る料金を市の歳入とする従来からの制度で、使用料は公金です。

市の使用料制では、施設使用者の利便性向上と施設所管課の業務の軽減を目的に、使用料の徴収又は収納を当該指定管理者に委託（地方自治法施行令第 158 条第 1 項）することを原則とします。

なお、使用料の徴収又は収納を指定管理者に委託する場合は市の事務として、歳入の調定、私人に委託する旨の告示及び公表（地方自治法施行令第 158 条第 2 項）並びに毎年度基本協定とは別に委託契約（長期継続契約は不可）を結ぶことが必要となります。

使用料制は、使用料が市の収入となるため、指定管理者のインセンティブについても考慮する必要があります。

(3) 報奨金制度

観光施設や温泉施設のように、利用者数の増加を図ることが公の施設の設置目的を効果的に達成することになるような施設においては、指定管理者のモチベーションを高める手法として、報奨金制度を導入することが有効です。

報奨金制度の導入に当たっては、過去の利用実績を考慮した適正な基準値の設定が重要となります。また、この制度は報奨金を付与するだけでなく、基準値の下限を設けて返還金などのペナルティを賦課することもできます。この場合、詳細を仕様書、協定書等に明示することが必要です。

7 信頼性・公益性の確保

指定管理者制度は、民間事業者間の競争原理や事業者が保有する施設管理のノウハウの活用による施設稼働率の向上や経費の削減、質の高い住民サービスの提供を目的とするものですが、一方で、公共サービスとしての信頼性及び公益性を確保していくことも求められます。

従って、これらを十分にふまえた上で制度の導入を検討するとともに、施設の性質や業務の内容、運営の方法などの観点から目標や選定基準等を具体的に設定し、それを超える民間提案を採用することが重要です。

さらに指定管理者による管理開始後においても、その業務が適正に行われるよう必要な指示や調査を行い、また業務内容の評価を行うなど、市の公的責任を果たしていくことが必要です。

8 マネジメントサイクルの構築

指定管理者制度は、民間活力の導入により「住民サービスの向上（施設の設置目的の達成）」や「経費の削減」を目指すものであり、制度運用に当たっては、「指定管理者によるマネジメント」が施設の設置目的を達成しつつ、経費の削減が図られるよう、バランス良く両立しているかどうかを確認しなければなりません。

また、指定管理者が公の施設の管理を行うことから、法令等の遵守のほか、モラルに反さないことも当然求められます。

このようなことから、指定管理者による施設の適正な管理を期するため、指定管理者に管理業務の内容や経理の状況、アンケート結果の報告を求め、実地の調査を行うなど、当該指定管理者による管理実態を把握する必要があります。また、公の施設であるため、指定管理者に対して行政目的の理解等に関する助言を行うことが必要であり、問題があれば適切に改善するいわゆる「PDCA（計画・管理運営・評価・見直し・改善）」のマネジメントサイクルを確立し、その徹底を図らなければなりません。

9 指定管理者制度導入施設における市の責任

指定管理者制度を導入した場合、施設の設置者である市は、施設管理権限の行使自体は行わず、指定管理者の施設管理権限の行使について、設置者としての責任を果たす立場から適宜点検、確認等を行い、必要に応じて指導、監督、協議等を行うこととなります。

この際、留意すべき点としては、制度の導入によって施設の管理運営に関する業務を指定管理者に委ねることが、施設設置者としての責任を減少させるものではないということです。

地方自治法第244条の2第10項で「普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる」とされているとおり、指定管理者制度が適用される施設においても、市は施設の設置者として必要に応じた監督を行うことができ、特に利用者の安全確保については、市や職員の管理責任を問われるケースも生じ得ることから、安易に指定管理者又は指定管理者から委託を受けた事業者任せ切りにすることなく、日ごろから事故等の発生を防ぐための特段の注意を払っておく必要があります。

10 リスク分担

(1) リスク分担とリスク管理

公の施設の管理においては、事故や施設の損傷など様々なリスクが発生する可能性があるため、リスク発生時に迅速で適切な対応が行えるよう、市と指定管理者との間で事前に想定されるリスク分担を定めておくことが重要です。そのため、想定されるリスクについて十分な検討を行うほか、他の自治体の例などリスクに関する情報の蓄積を行い、できるだけ明確なリスク分担をしておかなければなりません。

リスク分担を明確にする上では、仕様書、協定書等にリスク分担の詳細内容を明示することも重要です。

なお、指定管理者に対して、その責任を超える過度のリスクを負担させることは、公の施設の管理の安定性や継続性を損なうおそれがあるため、施設の特性や管理業務の実態に合わせた適正なリスク分担となるように留意します。

(2) 利用者に対する損害賠償責任

公の施設の管理において故意又は過失により違法に他人に損害を与えたとき、又は施設の瑕疵により他人に損害を与えたときは、市及び指定管理者がその損害を賠

償する必要がある可能性があります。また、あらかじめ市と指定管理者が取り決めたリスク分担にかかわらず、国家賠償法第 1 条又は第 2 条に基づき、被害者が市に対して損害賠償を請求できる場合があります。これにより、市が損害を賠償した場合で、指定管理者に帰責性がある場合は、市は指定管理者に求償できます。

したがって、施設の特性に応じて、指定管理者に損害保険会社が提供する「施設賠償責任保険」又はこれに準じた損害賠償保険への加入を義務付けさせるなど、十分なリスク対応の体制を構築することが重要です。

＜リスク分担表の参考例＞

項目	内容	松江市	指定管理者
物価の変動	人件費、物品費、水道光熱費等の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、テナント入居団体の退去、収入減		○
法令等の変更	管理運営等に直接影響する法令等の変更	協議事項※	
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更	○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○
	上記以外で管理運営に影響するもの	協議事項※	
資金調達	運営上必要な初期投資、資金の確保		○
不可抗力	自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合	協議事項※	
運営リスク	施設等の管理上の瑕疵に係る臨時休館等		○
	実施時期が定まっている改修、修繕、保守点検等による施設の一部利用停止		○
	実施時期が未定である改修、修繕、保守点検等による施設の一部利用停止	協議事項※	
施設、設備、備品の損傷	事故・火災によるもの	協議事項※	
	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		○
施設利用者等への損害賠償	下記以外のもの	協議事項※	
	指定管理業務における施設等の管理上の瑕疵に係るもの		○
施設の火災保険加入		○	
包括的管理責任		○	
※協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が負うものとする。			

1 1 暴力団の排除

市長、教育委員会又は指定管理者は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に使用され、又は暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるときは、当該公の施設の使用の許可について定める条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができます。

＜松江市暴力団排除条例第7条＞

(1) 排除措置の対象となる公の施設

貸館施設、宿泊施設、スポーツ施設等

貸館業務を主たる設置目的としていない施設であっても研修室、会議室等の貸出しをする施設は対象となります。

(2) 排除措置の対象となる行為

公の施設における排除措置の対象となる行為（以下「排除行為」という。）は、次のようなものが想定されます。

① 暴力団が主催する式典、会合、イベント、宴会、葬儀等

② 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、暴力団活動の資金源にする目的をもって行われる営利活動、集金活動その他金品を収集する活動

③ 排除行為の具体的事例

- ・ 暴力団による組葬
- ・ 暴力団組長の襲名披露パーティ
- ・ 暴力団員の出所祝い
- ・ 暴力団主催の歌謡ショー
- ・ 暴力団主催の格闘技イベント
- ・ 暴力団の集団旅行
- ・ 暴力団員によるスポーツ大会
- ・ 暴力団主催による暴対法対策会議

なお、暴力団員等であっても、一般の利用者として、公の施設を普通に使用するのみであれば、排除行為とはなりません。

(3) 排除行為の確認

利用者の行為が排除行為であるかどうかの判断は、市や指定管理者ではできないので、施設所管課が警察に照会して確認します。

指定管理者は、公の施設の利用申請の際に相手方を不審であると感じたときや不審な集団が公の施設を利用しているときは、施設所管課へ報告します。

施設所管課は、指定管理者から報告があった場合は、警察に文書で照会します。

特に急を要する場合は、施設所管課は総務課を通じて照会します。

(4) 排除措置の実施

施設所管課は、照会により排除行為であることを確認したときは、指定管理者に排除措置を行うよう指示します。指定管理者が排除措置を行うに当たり、必要に応じて施設所管課の職員が複数人で現場に駆けつけて、指定管理者とともに対応するほか、施設所管課から警察へ警察官の出動を要請します。

施設所管課は、排除措置の対応の判断に迷った場合は、速やかに総務課へ相談します。

なお、施設所管課は、所管する公の施設において排除措置を行った場合は、総務課に報告するとともに、庁内各課への周知を行います。他の施設所管課は、2次被害が発生しないよう所管する公の施設の指定管理者に注意喚起を行います。

事後において、排除行為が確認された場合も同様の対応とします。

(5) 排除要請の対応

警察は、公の施設において排除行為が行われている又は行われるおそれがあるとして、公の施設の利用停止を求める要請（以下「排除要請」という。）をすることがあります。この排除要請では、警察から施設所管課に連絡があるので、排除要請があった場合は、施設所管課は直ちに指定管理者へ事実を確認し、排除措置を行うよう指示します。指示後の対応においては、「(4) 排除措置の実施」の場合と同様とします。

(6) 施設所管課の取組み

施設所管課は、松江市暴力団排除条例の理念を指定管理者に周知し、暴力団排除に関する施策が推進するよう次の取組みを行います。

- ① 施設所管課は、指定管理者の指定手続において、松江市暴力団排除条例の適用に関する内容を募集要項、仕様書、協定書等に記載すること。
- ② 施設所管課は、指定管理者より暴力団排除に関する職員研修会等を開催する旨の相談があった場合は、総務課を通じて島根県暴力追放県民センター又は警察等の講師をあつせんすること。
- ③ 公の施設の出入口、受付窓口、利用者に見えやすいところなどに、暴力団排除に関するポスターを掲示すること。
- ④ 公の施設の受付窓口暴力団員等への警告文を掲示すること。

1 2 目的外使用許可

施設の利用許可等の権限は指定管理者に付与することが可能ですが、目的外使用の許可権限については、地方自治法上、市が引き続き有することとされているため、指定管理者が権限を行使できるものではありません。

例えば、指定管理者に管理運営を任せている施設において、屋外広告物や自動販売機

の設置等は、「行政財産の目的外使用許可」として、市が行政処分を行うことになります。

1 3 第三者への委託

(1) 第三者への委託の制限

指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者に委託（いわゆる丸投げ）することはできません。ただし、清掃、警備等の業務の一部を、市の承認を受け、指定管理者から第三者に委託することはできます。

なお、指定管理業務の管理・監督を行う統括業務及び企画の決定業務については、指定管理者が責任をもって直接実施する部分であるため、第三者への委託はできません。

(2) 地域企業等への配慮

指定管理者が第三者に委託を行う場合は、地域企業、障がい者就労支援施設等への発注を優先するよう求めます。

1 4 自主事業

(1) 自主事業の実施

自主事業とは、指定管理者が自ら企画した業務で、指定管理業務ではない業務をいい、市の承認を受けた上で、指定管理業務や一般市民の利用を妨げない範囲において行うことができます。なお、自主事業の実施については、本来市の業務である指定管理業務と区別するため、自主事業の実施主体を利用者に明示する必要があります。

(2) 自主事業の会計

指定管理者が自主事業を実施する場合、自主事業に係る経費は、指定管理者の自主採算とし、事業により生ずる全ての収入は指定管理者の収入となります。そのため、自主事業の収支は指定管理業務に関する会計とは別の会計で管理する必要があります。実施した自主事業の収支決算及び事業実績は、市に報告する必要があります。

(3) 自主事業における行政財産使用

自主事業を、施設利用料金又は使用料を要する部分以外で実施する場合は、行政財産使用許可の手續及び行政財産使用料の納付が必要になります。

(4) 自主事業における施設利用料について

施設利用料金を要する箇所自主事業を実施する場合、施設利用料金をいち利用者

と同様に納付する必要があります。

なお、当初に計画されていない施設利用料金の支払いを伴う自主事業を指定期間中に行う場合、指定管理料を算定する際の施設収入にその自主事業にかかる施設利用料金が含まれていないため、指定管理者は当該自主事業を負担なく行うことができることになると考えられます。したがって、当該自主事業を行う場合、施設利用料相当額を市に納付することとします。ただし、専ら施設の設置目的を高めるために行う事業で、収益性が低いと認められる事業等についてはこの限りではありません。

(5) 市が実施を定める自主事業

施設の効果的な運営や利用者のサービス向上を図るため、市が定めた自主事業を指定管理者に行わせる場合は、当該自主事業の詳細について仕様書、協定書等に明示します。

1 5 備品の所有権

指定管理者に貸し付ける備品は、松江市の所有です。また、指定管理者が指定管理料及び利用料金収入で購入した備品は、基本協定書に定めるところにより松江市の所有となります。市が所有する備品は、市の備品台帳への登録が必要です。

指定管理者が指定管理料及び利用料金以外の自己の費用により購入した備品は、指定管理者の所有となります。

備品を購入する場合は事前に松江市への報告が必要です。

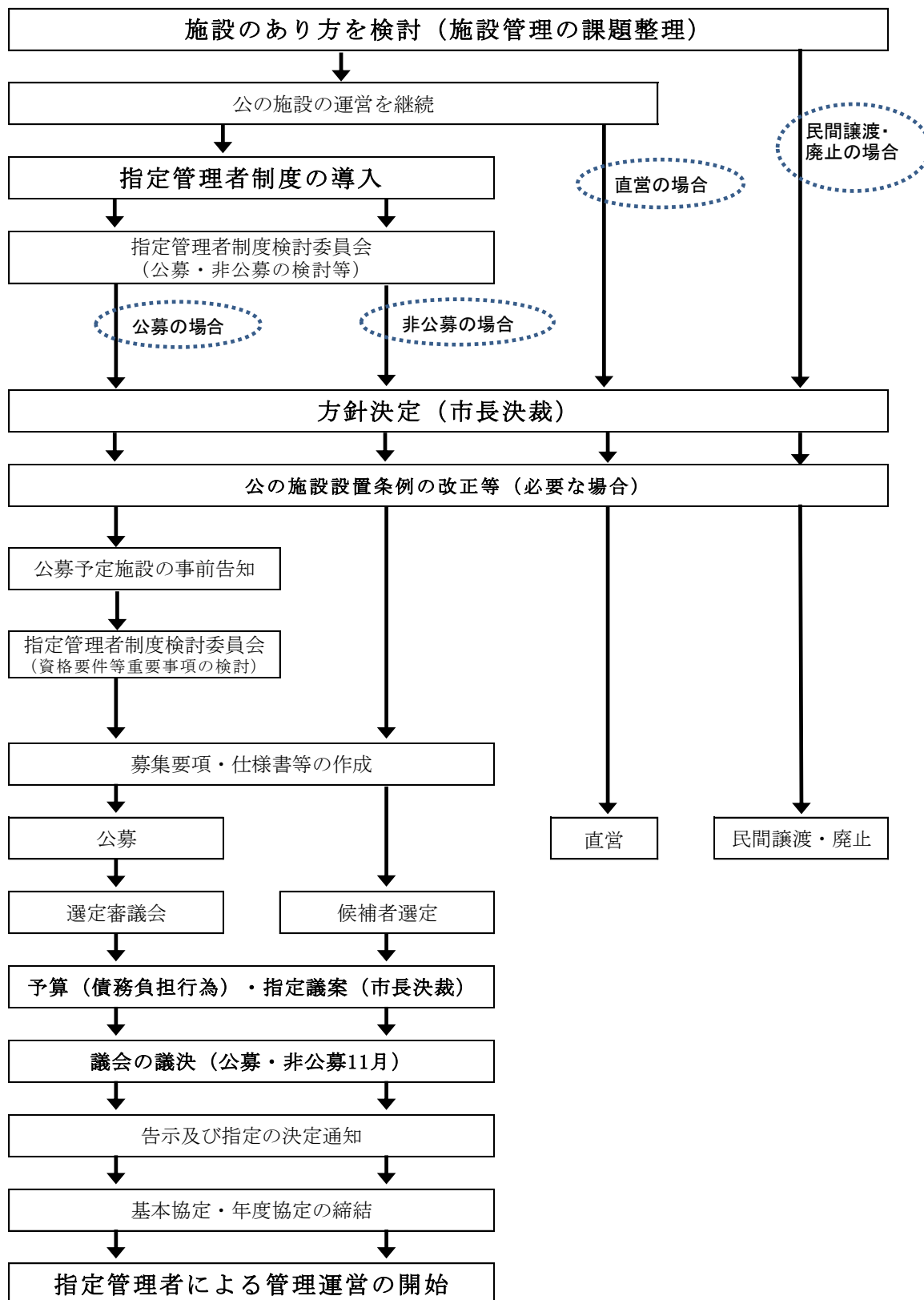
1 6 指定管理者制度検討委員会（庁内検討委員会）

庁内に設置する指定管理者制度の検討委員会であり、指定管理者制度の実施方法の見直し、指定管理者選定方法の検討、公募に係る仕様内容、審査基準などの検討を行います。

第2章 指定管理者制度の導入

1 制度導入の基本的な手順

指定管理者制度の導入に当たっては、概ね次のような手続が必要となります。



2 基本的な事務スケジュール

指定管理者制度の導入には、多くの事務手続が必要になります。

公募で選定する際の基本的な事務スケジュールは下表のとおりです。

なお、非公募により指定管理者を選定することを想定している場合であっても、方針決定の際には、公募による選定と同じ事務処理期間を確保しておく必要があります。

時期	事務内容
17 か月前まで (前々年度 11 月)	方針の決定 (公募・非公募、料金制度の決定、条例改正)
14 か月前 (前々年度 2 月)	公募予定の事前告知 (市報等)
12 か月前 (前年度 4 月)	募集要項、仕様書の作成
9 か月前 (前年度 7 月)	指定管理者の募集 申請書受付
6 か月前 (前年度 10 月)	選定審議会の開催、指定管理者候補者の選定
5 か月前 (前年度 11 月)	次年度予算要求
4 か月前 (前年度 12 月)	指定議案・債務負担行為議決
3 か月前 (前年度 1 月)	指定通知、告示、基本協定締結、施設の確認、事務引継
指定管理開始日 (当年度 4 月)	年度協定締結

3 制度導入の基本的な考え方

(1) 施設のあり方を検討

市は、これまでに様々な住民ニーズに応えるために多くの公の施設を設置してきましたが、社会情勢の変化によりその役割を終えたものや、民間で同様なサービス提供が可能なものについては、積極的に見直しを行っていかねばなりません。

公の施設のうち、同種のサービスが民間によって提供されており行政が競合して実施する必要性が薄れているもの、行政が管理する役割を終えたと判断されるものについては、廃止、民営化も含めた当該施設のあり方の検討が不可欠です。また、松江市公共施設適正化方針及び松江市公共施設適正化計画を踏まえた施設の適正化も求められます。

(2) 管理のあり方を検討

公の施設の管理方法は、市による直営か指定管理者制度を導入するかを選択する必要があります。

管理方法を選択する際には、どちらの管理形態がより効率的かつ効果的に施設の設置目的を達成できるかを基本的な判断基準とし、十分な検討を行って判断する必要があります。

市に管理権限を留保する必要性が高い施設は、概ね次のような施設が想定されます。

- ① 個別法により指定管理者制度の適用が認められない施設
- ② 民間ノウハウを活用しても、住民サービスの向上や経費の削減、収入の増加が期待できない施設
- ③ 運営形態の変更を実施中又は検討中の施設
- ④ その他、指定管理者として適切な民間事業者等が存在しないことが明らかな場合など、市の直接的関与が必要であると判断される施設

また、次のような施設については慎重な判断が必要です。

- ・ 大規模な改修、修繕、休館等が見込まれる場合
- ・ 当該施設に係る懸案事項や問題点など課題が多く、市において解決することが必要な場合（管理運営に影響しない場合を除く）

なお、これは、あくまでも基本的な考え方を例示したものであり、具体的な個々の施設ごとに詳細に検討を行い、決定します。

4 施設の単位

指定管理者制度の導入は、原則として施設（公の施設の設置条例）ごとに検討することとしていますが、必ずしも指定管理者を個々の施設ごとに設定しなければならないものではありません。

複数の施設を一体的、総合的に管理することにより、施設相互の連携やスケールメリット等による効果的な管理運営が期待できる場合には、所管部署にとらわれずに、指定管理者に複数の施設の管理運営を一体的に行わせることができます。

5 条例の整備

指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合は、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務範囲その他必要な事項を条例で定めなければなりません。

- (1) 松江市公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例

市の指定管理者の指定手続においては、全ての公の施設に共通する「松江市公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定条例」という。）」に基づいて行います。

(2) 設置条例

指定管理者制度を導入する施設においては、それぞれの設置条例において以下の内容を整備する必要があります。

- ① 指定管理者による管理に関する事項
- ② 指定管理者が行う業務に関する事項
- ③ 利用料金に関する事項（利用料金制を採用する場合）
- ④ 管理の基準
- ⑤ その他必要な事項

※ 設置条例の整備に当たっては、指定管理者の指定の取消し等をした場合に、施設の休止等によって利用者に不利益が生じないように、指定管理者又は直営のいずれでも柔軟な対応ができる旨を条例に規定すること。

(3) 設置条例の制定（改正）時期

指定管理者制度の導入に当たっては、「設置条例制定（改正）」、「債務負担行為」、「指定管理者の指定」の3つについて議会の議決が必要です。

設置条例の制定（改正）は、公募の準備期間を考慮し、原則として指定管理者による管理を開始する概ね1年前には手続を終えておくことが望ましいと考えられます。

指定管理者の指定及び債務負担行為については、同一の議会に議案を提出します。

なお、上記の3つの議決事項について、やむを得ない場合には同一の議会で議決することも可能と考えられます。（制度詳解と実務の手引「指定管理者制度のすべて」Q33）

議会の時期	議 決 事 項
11 月議会 [6 月議会まで]	○設置条例の制定（改正）
9 月議会	○指定管理者の指定（公募の場合） 債務負担行為の設定
11 月議会	○指定管理者の指定（非公募の場合） 債務負担行為の設定
2 月議会	

6 公募・非公募の決定

(1) 公募の原則

指定管理者の選定は、市民サービスの向上と経費の削減を図るという指定管理者制度の趣旨をふまえ、競争原理を働かせるため、原則として公募により実施するものとします。

公募による指定管理者の選定は、松江市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）で審議します。

(2) 非公募による選定が可能な場合

指定管理者の選定に当たっては、原則公募としますが、以下のような場合には非公募により選定することも可能とします。

- ① 集会所など地域での利用が主となる施設で、地域の住民グループによる管理が効果的であると考えられる場合
- ② 公民館等で、指定管理者を公民館運営協議会とする場合
- ③ 施設の設置目的、団体の設立の経過から、施設と団体が一体的な関係にある場合
- ④ 施設の廃止や譲渡など施設の見直しが予定されている場合
- ⑤ 施設の大規模改修が予定されている場合
- ⑥ 緊急に指定を行う必要がある場合
- ⑦ 施設の個別の事情により公募に適さないと判断される場合
- ⑧ P F I 事業により施設の管理運営を行う場合

7 指定期間の決定

指定期間の設定は、法令上特段の定めはなく、数年から数十年の期間を設定することができます。

しかし、施設を効率的、効果的に管理、運営するためには、指定管理者による管理内容やサービス内容、コストについて、市が定期的に見直すことが重要であり、合理的な理由もなく長期間の指定を行うことは適切ではありません。

そのため、施設の性質に応じて以下のとおり指定期間の標準を設定することとします。指定管理者の決定に当たっては、この標準期間をもとに、施設の状況等を勘案し、指定期間を決定します。

なお、指定期間の開始時期及び終了時期を施設の状況により、年度中途に設定することもできます。

(1) 公募施設の指定期間

公募により指定管理者を選定する施設は、指定管理者の有するノウハウを活用して

施設の設置目的を効率的に達成するために指定管理者による管理運営の継続性と安定性を確保するという観点から、5 年を標準的な指定期間とします。

(2) 非公募施設の指定期間

非公募により指定管理者を指定する施設の指定期間については、以下のとおりとします。

① 一般的な非公募施設

非公募施設は、指定管理料を定期的に見直すことを考慮し、4 年を標準的な期間とします。

② 新たに指定管理者を指定する施設

非公募により新たに指定管理者を指定する場合には、適正な管理を行えるかどうかを検証するため、1 年を標準的な期間とします。

③ 外郭団体の見直しを行っている施設

非公募により外郭団体を指定管理者として指定している施設で、外郭団体の見直しを検討している施設は、1 年を標準的な期間とします。

④ 特別な事由がある施設

施設の新設、廃止等の特別な事由がある場合は、組織戦略課と協議の上、適正な期間を設定します。

(3) P F I 事業による施設の指定期間

P F I 事業による施設については、その事業に必要な期間を指定期間とします。

(別表)

公の施設の区分		標準的な指定期間
公募施設（標準）		5 年
非公募施設	標準	4 年
	新たに指定管理者を指定する施設	1 年
	外郭団体の見直しを行っている施設	1 年
	特別な事由がある施設	適正な期間
P F I 事業による施設		必要な期間

8 募集要項及び仕様書の作成

(1) 募集要項及び仕様書の作成・公表

指定管理者の公募に当たっては、指定条例第 2 条に定める施設の概要、選定の基準、

管理の基準及び業務の範囲等の事項を記載した募集要項及び仕様書を作成し、公表しなければなりません。特に、管理の基準及び業務の範囲等については、その詳細事項を仕様書に明示します。

非公募で指定管理者の候補者を選定する場合は、指定条例第6条に基づき公募の募集要項に準じた申請要項を作成し、指定管理者になろうとする法人その他の団体に明示します。なお、非公募の場合にあっても管理の基準及び業務の範囲等の詳細事項については、仕様書を作成して明示します。

(2) 指標の設定

指定管理者制度により公の施設の目的を効果的に達成するためには、その目的（ミッション）を明確にした上で、指定管理者の活動を目的達成のために方向付けることが求められます。

しかしながら、各施設の目的は、多くの場合が抽象的なものとなっています。

そのため、指定管理者の活動を目標達成のために方向付けていくには、施設の特性や機能を考慮した上で、より具体的で細分化した「指標」及びその指標に対する「目標（値）」を設定し、当該目標（値）に基づいた施設のマネジメントを行うことが重要となります。

公募により指定管理者を選定する施設においては、客観的な目標設定及びそれに対する適切な評価を行うため、数値化した指標を設定し、募集要項等に明示します。

指標には、次の3類型があり、それぞれの関係は以下のとおりです。

○ 投入（インプット）指標

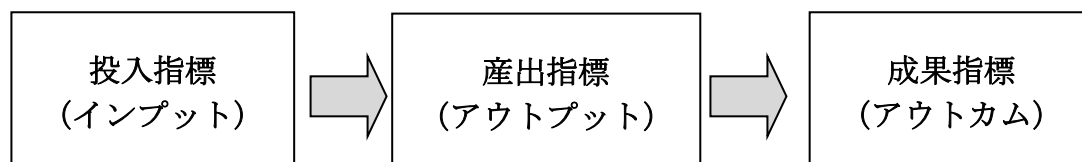
投入された資源（ヒト、モノ、カネ）を示す。

○ 産出（アウトプット）指標

資源（インプット）の投入により、活動の実施状況を示す。

○ 成果（アウトカム）指標

活動（アウトプット）により施設の設置目的にどれだけ貢献したか、あるいはどのような影響をもたらしたかなどの成果・価値を示す。



＜指標設定の参考例＞

施設分類	指標分類	指標（例）	数値
〇〇観光施設	インプット指標	・ 配置職員数 ・ 情報発信の支出経費 ・ 職員研修費	・ 4 人 ・ 2,000 千円 ・ 100 千円
	アウトプット指標	・ 入場者数(対前年 90%以上) ・ 利用料金収入 ・ アンケート (目標サンプル数 1 割以上)	・ 目標 36,000 人以上 ・ 目標 16,000 千円以上 ・ 満足度 70%以上
	アウトカム指標	・ 県外誘客の増加 ・ 観光消費額の増加	・ (観光白書) ・ (観光消費額調査)
〇〇体育施設	インプット指標	・ 配置職員数 ・ 修繕費 ・ 自主事業の使用料減免	・ 3 人 ・ 1,000 千円 ・ 全額減免
	アウトプット指標	・ 利用者数(対前年 95%以上) ・ アンケート (目標サンプル数 1 割以上) ・ スポーツ教室の実施数	・ 目標 74,000 人以上 ・ 満足度 70%以上 ・ 目標 10 教室以上
	アウトカム指標	・ 市民の健康増進 ・ 生涯スポーツの振興	・ (医療費軽減額) ・ (生涯スポーツ振興事業の参加者数)

アウトカム指標の設定は、施設の成果に応じて設定するのが理想的ですが、アウトカム指標の具体的な指標数値の設定が困難な場合は、アウトプット指標やインプット指標を用いて具体的な目標値を示し、適正な評価ができる指標設定を行います。

なお、募集時に設定する指標の数値は、施設の設置目的を達成するために最低限達成すべき目標として設定し、申請団体にその数値以上の提案を求めることとします。

最終的に協定書に記載する目標数値は、申請団体（指定管理者）から提案のあった目標数値とします。

(3) 選定基準の作成

指定条例第 4 条に定める「選定基準」の作成においては、審査対象となる項目、項目毎の審査基準及び審査得点について、施設の設置目的や管理運営等の特性に応じて設定します。なお、選定基準は募集時に募集要項に記載します。

※ 23～24 ページ ＜標準的な選定審査基準の例＞ を参照

(4) 「審査基準（松江市の考え方）」の作成

選定審議会での説明用資料として、募集要項に明示した審査項目の定義・審査の視点・採点上の留意点など、市が定める判断基準を作成します。

この「審査基準（松江市の考え方）」については、施設所管課が作成し、選定審議会の開催の約1週間前までに組織戦略課が申請書類と合わせて選定審議会委員に配布します。

(5) 「採点表」の作成

選定審議会で使用する採点表を作成します。

採点は、原則として「正の数」による5段階評価及び「0又は負の数」による1段階評価の計6段階評価で行います。

正の数の評価は、各審査項目の配点の上限から「優れている」「やや優れている」「普通」「やや劣っている」「劣っている」の順で、段階的に点数が低くなるように作成します。

「0又は負の数」の評価は、指定管理者として「適切でない」と審査された場合の評価となるので、審査項目の重要度や配点の状況等を勘案して作成します。

＜標準的な選定審査基準の例＞

① 管理運営審査基準項目（最低基準点対象項目）及び配点

審査基準		具体的な審査項目		配点 内訳
1	住民の平等な利用の確保に関して	1-1	平等な利用のために適切な方策がとられているか	10
2	施設の効果の最大限の発揮及び施設の効率的な管理に関すること	2-1	事業計画の内容が施設の設置目的に沿ったものになっているか	10
		2-2	適切な数値目標が設定されているか	10
		2-3	利用促進(自主事業を含む)のための計画が練られているか	10
		2-4	利用者等のニーズの把握や自らの管理運営状況をチェックするモニタリング体制が優れているか	10
		2-5	利用者のサービス向上につながる優れた提案となっているか (キャッシュレス決済や施設のインターネット予約等を含む)	10
		2-6	収支計画は適切かつ実現可能であるか (過大な収入が見込まれている、必要な経費が支出に計上されていないなど、不適切な点はないか)	15
3	施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること	3-1	安定した運営ができる財務状況であるか	10
		3-2	同類施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか (業務委託を予定している場合、その委託の範囲は適正か。また、施設の管理が適切に実施されるか。)	10
		3-3	事業計画を実施するための適正な組織・人員配置が練られているか	10
		3-4	施設管理に必要な有資格者(経験者)等が確保されているか	10
		3-5	業務従事者への研修等が十分に確保されているか (安全対策、個人情報保護等)	10
		3-6	緊急時、災害時の対応策や利用者の安全が十分考えられており、責任者や連絡体制が明確にされているか	10
		3-7	利用者からの苦情・要望への対応策は適切か	10
4	地域活性化への貢献	4-1	地元との連携や協働による事業展開など、具体的提案がなされているか	10
		4-2	市民を雇用する計画があるか (現在当該業務に従事している職員を雇用する計画があるか)	10
5	その他	5-1	関係法令、条例を遵守するための責任体制が整えられているか	10
		5-2	職員の男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進について取組がなされているか	5
		5-3	障がい者雇用及び障がい者就労支援施設等からの物品等の調達に対し配慮がなされているか (障がい者雇用については、法定雇用率を満たしているか)	5
		5-4	環境に配慮した取組がなされているか	5
		5-5	※その他、施設の性質に応じて追加(ない場合は項目ごと削除)	10

※ 各施設の特性に応じて、配点の変更並びに審査項目の追加及び変更を行います。

② 経費縮減審査基準項目（加点項目）及び配点

審査基準	具体的な審査項目	配点 内訳
管理経費の縮減	指定管理料の上限額に対する経費縮減（上限額からの減額が大きいほど高得点。ただし、加点上限は 20 点とする） 算式 配点 × （上限額－提案額）／（上限額－審査基準額） ※審査基準額は、公募の状況（新規、更新）によって設定します。 ※上限額、応募団体の提案額は、指定期間の平均額とします。 ※点数の算出に伴う小数点以下は切り捨てます。	20

※ 審査基準額は公募の状況（新規、更新など）を考慮し、
『上限額の 75%から 90%』の間の数値にあらかじめ設定します。

(6) 資格要件

指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体の申請資格については、施設特性に応じた個別の資格要件を定め、募集要項に明示します。

<基本的な申請資格>

① 団体であること。（法人格の有無は問わない。）

② （市外団体の参入も含めて募集する場合）

松江市内に営業所等を置く又は置こうとするものであること。

（市内団体のみで募集する場合）

松江市内に本店又は主たる事務所を置くものであること。なお、本募集要項に定める指定管理業務に関する諸事務を遂行できる体制としての実質を備えていること。

※本店：商業登記上の本店

※主たる事務所：次のいずれか

－会社以外の法人の場合、法人登記上の主たる事務所（本店と同義）

－法人以外の団体の場合、中心となる事務所（関係行政機関等への届出所在地 等）

③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定するものに該当しないものであること。

④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること。

⑤ 松江市が行う建設工事等の請負又は物品の製造の請負、売買等の指名競争入札について指名保留又は指名停止措置を受けていないものであること。

⑥ 松江市税、消費税及び地方消費税について滞納がないものであること。ただし、申請時点で松江市内に営業所等を置かない団体については、申請者の所在する市町村の税について滞納がないものであること。

⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含

む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にな
い団体であること。

⑧ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に本市又は他の地方公共団体から指
定の取消しを受けたものでないこと。

⑨ 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧
告等の行政指導を除く。）を2年以内に受けていないこと。

⑩ 自らが主体となって指定管理業務を行う予定であること。

※ 主体となって指定管理業務を行う予定のない持株会社（私的独占の禁止及び公正取引
の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第9条第4項第1号に規定するものをい
う。）、組合（民法（明治29年法律第89号）第667条に規定するものをいう。）、有
限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条
に規定するものをいう。）及びこれらに類するものが申請しようとする場合には、主体
となって指定管理業務を行う予定の子会社又は組合契約の当事者等とグループを構成
すること。

⑪ 消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）に係る対応が適
切に行えるものであること。

(7) 複数団体等による申請の取扱い

複数の団体等で構成された団体（グループ）の申請については、以下の点に留意し、
募集要項に明示します。

<複数団体で申請する場合の留意事項>

① グループの構成団体は、いずれの団体も、資格要件の全てを満たしていること。ただ
し、インボイス制度に係る対応については、グループとして適切な対応が行える場合は、
その限りではない。

② グループの適当な名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。

なお、申請後の代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない。

③ 当該グループの構成団体は、別のグループの構成団体となること、又は単独で申請す
ることはできない。

④ グループの概要が分かる書類（グループの名称及び代表団体、構成団体の名称、業務
及びリスクの分担内容、所在地、連絡先、グループに係る協定書等）を提出すること。

⑤ 指定申請書、事業計画書、収支予算書以外の添付書類については、構成団体ごとに提
出すること。

⑥ 新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請者とする。その場合は、10
月上旬までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出すること。

なお、グループに係る協定書等について、申請時は未締結の書類であっても差し支

えありませんが、指定管理者の候補者となった場合には、締結済の協定書等の提出を求めることとします。

9 公募の実施

(1) 公募の時期

公募の実施時期の検討に当たっては、指定管理者による管理運営を開始する日から以下の手続に要する期間を逆算し、十分な対応が可能な期間を設定します。

- ① 周知及び申請書類を作成するために要する適切な期間
- ② 候補者の選定に要する期間
- ③ 議会の議決に要する期間
- ④ 準備・引継ぎに要する期間
- ⑤ 公募に対して応募がなかった場合の対応に要する期間

(2) 募集期間

応募をしようとする団体が、施設の設置目的を十分に理解し、それに基づいて優れた水準の提案を準備できるよう、公表から受付締切りまでの期間を1か月以上とることとし、原則として募集期間は50日間設けることとします。

(3) 募集方法

ホームページに掲載し、募集を行います。

また、併せて市報への掲載等により、可能な限り広範な情報発信に努めます。

(4) 現地説明会の実施

公募に当たっての情報提供の一環として、施設の現場見学会及び説明会を実施します。実施時期については、周知期間を確保するため公募開始から約10日後を目処に実施します。

(5) 団体からの質問

現地説明会が終了すると、申請書類（事業計画書及び収支予算書など）の作成に当たって団体等から質問票が送付されるので、迅速かつ適切な回答に努めます。

質問票の受付は、質問への回答を確実に履行するため、申請書提出期限日の**2週間前**までとし、受付期限を募集要項に明示します。

質問への回答は、申請を予定している全ての団体に送付し、同様な質問が重複しないようにします。

ホームページ上で質問と回答を公開することもできます。

10 申請書類の受付及び受理後の確認

(1) 申請書類の受付

申請団体は、指定条例第3条の規定に基づき、申請書に次に掲げる書類を添えて市長（又は教育長）に提出します。

- ① 指定期間内における管理業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
- ② 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
- ③ 当該団体の経営状況等を説明する書類
- ④ 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認めるもの

施設所管課は、申請団体から提出される申請書類の受付に当たって、提出書類及び記載内容を確認するためのチェックリストを事前に作成し、書類の不備等の有無を必ず確認します。

(2) 申請書類の受理後の確認

施設所管課は、申請団体から申請書を受理した後は、申請資格、仕様の確認を以下のとおり行います。

- ① 申請団体が申請資格を満たしているか確認する。
- ② 暴力団の関与の有無については、組織戦略課が島根県警察本部に確認するため、申請団体の役員名簿、履歴書（複写したもの）を組織戦略課へ送付する。
- ③ 申請団体が申請資格を満たしていない場合は失格とする。
- ④ 仕様を満たしているかどうか確認する。
- ⑤ 未記載事項や曖昧な表現がある場合であっても、原則、申請書類の加筆、修正は求めず、指定管理者選定審議会で確認する。ただし、必要に応じて申請団体に資料の追加提出を求める。
- ⑥ 仕様確認の結果を選定審議会において報告する。

第3章 選定に関する手続

1 選定審議会による選定

指定管理者の候補者の選定に際しては、公平かつ適正な審査を行うため、選定審議会
で審議します。

選定審議会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関とし、委員は学識
経験者及び市長が必要と認める者（公認会計士、経済団体、市民団体、福祉団体、スポー
ツ団体、観光団体などに所属する者）で構成しています。

選定審議会の会議は、指定条例施行規則第9条の規定に基づき、委員の中から指定管
理者の候補者を選定しようとする施設の設置目的に応じて、**5名（必要に応じて6名以
上）**を選抜して行います。

会議の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長が決定しま
す。

選定審議会の会議は、松江市情報公開条例第30条第1項第1号及び第2号に該当する
ことから、原則として非公開としています。

なお、非公募により指定管理者の候補者を選定する場合は、事務手続の効率化の観点
から、選定審議会の審議は行いません。施設所管課は、次期指定管理者の候補者に申請
要項、仕様書を提示し、指定管理者の候補者から事業計画書等の申請書類の提出を求め
ます。

2 指定管理者の候補者選定に係る資料作成

施設所管課は、選定審議会の開催前に、以下の資料を作成します。

(1) 申請団体比較表

申請団体が複数ある場合には、申請団体から提出された申請書類（事業計画書及び
収支予算書）について、当該書類に記載された計画や予算等の内容が、審査項目ごと
に比較できるように一覧表を作成します。

この比較表は、選定審議会の概ね1週間前までに組織戦略課が委員に配布します。

(2) 集計表

選定審議会の各委員が採点した結果を累計し、その合計値を委員数で除して算出し
た申請者毎の平均得点及び得点順位が一覧で分かる表を作成します。

3 指定管理者の候補者の選定

選定審議会の会議は、原則として以下の手順で行います。

- ① 審査の対象となる施設の視察
- ② 審査基準及び採点方法の確認（評価の最低基準の説明を含む。）
- ③ 申請団体のプレゼンテーション及び質疑応答
- ④ 委員の採点及び集計
- ⑤ 候補者（最も適当と認める団体）の選定及び不選定
- ⑥ 不選定とした団体の中から、指定条例第 5 条の規定により再度団体を選定しようとするときの優先順位の決定

4 プレゼンテーション

申請団体は、選定審議会において、申請内容を説明するプレゼンテーションを行います。

プレゼンテーションは、申請書類を使って行い、追加資料の提出は認めていません。

プレゼンテーションの時間は 20 分としており、その後、施設所管課及び委員による質疑応答を行います。

5 指定管理者選定時の評価の最低基準

指定管理者の選定は、委員の評価点数をもとに選定することになりますが、評価点数が著しく低い場合など、申請者が指定管理者の候補者として適切でない場合も想定されます。

そのため、選定時の評価点数の最低基準点数を設定します。申請者が最低基準点数に満たない場合は、選定審議会において市はそのことを報告します。なお、指定管理者候補者の適否については、選定審議会において評価点数、最低基準点数を踏まえ、総合的に判断します。

最低基準点は、配点合計点（加点項目を除く。）の 60%とします。

6 選定結果の通知

指定管理者の候補者に選定された団体に対しては、指定管理者選定通知書（様式第 2 号）により通知し、選定されなかった団体に対しては、指定管理者不選定通知書（様式第 3 号）により通知します。

選定結果の通知は、組織戦略課が行います。

7 選定結果の公表

選定審議会における選定結果について、指定議案の公表時に、次の項目を公表します。

- ・ 指定管理者候補者名及び所在地
- ・ 申請団体名
- ・ 選定審議会における各団体の評価点数（審査項目ごとの配点及び評価点数を含む）

第4章 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者指定の議案提出

(1) 議会への指定議案の提出

公募の場合は、選定審議会による選定結果を受けて、市長（又は教育委員会）が、指定管理者の候補者を決定し、市長が指定議案を市議会に提出します。

非公募の場合は、非公募とした理由に基づき、市長（又は教育委員会）が指定管理者の候補者を決定し、市長が指定議案を市議会に提出します。

議案は、施設所管課が作成します。

(2) 指定議案の提出時期

原則として、指定議案は11月議会に提出します。

(3) 議決事項

議会の議決事項は、次のとおりです。

- ① 公の施設の名称
- ② 指定管理者
- ③ 指定の期間

(4) 指定議案の決裁

施設所管課は、議案の提出に当たっては、総務課に合議の上、市長決裁を受けます。
決裁稟議に記載又は添付する書類は、以下のとおりです。

- ① 施設の概要
- ② 議案
- ③ 指定管理者指定申請書、事業計画書、収支予算書
- ④ 定款又は寄附行為の写し、登記事項証明書（法人以外の団体は会則等）
- ⑤ 当該団体の経営状況等を証明する書類
- ⑥ 募集要項、仕様書
- ⑦ その他必要な書類

2 債務負担行為の設定

市から指定管理者へ指定管理料を支出する場合、後年度以降の支出を義務付けることとなる当該行為は「債務を負担する行為」に該当するため、債務負担行為を設定します。

指定管理者制度においては、指定管理者の指定（議会の議決後）をもって市が債務を負担することになるため、必ずしも公募手続の前に債務負担行為を設定する必要はあり

ませんが、指定管理者を指定するまでに債務負担行為を設定する必要があります。通常は、指定管理者の指定議案を提出する同じ時期の議会に向けて、債務負担行為の設定手続を行います。

なお、指定管理者の管理運営に必要な経費を全て利用料金で賄う場合は、債務負担行為を設定する必要はありません。

3 議決（指定）後の指定通知及び告示

施設所管課は、指定議案の議決後、速やかに指定管理者に指定団体に対して指定の通知をします。

また、指定管理者を指定した旨を告示します。

4 協定の締結

指定管理者が公の施設の管理を行う権限自体は、条例に基づく「指定」という行政処分によって生じるものですが、管理の基準、業務の範囲など条例で定める事項のほか、指定管理料の額と支払方法、リスク分担などの詳細な事項を市と指定管理者で協議し、取り決めておく必要があるため、指定管理者の指定後に協定を締結します。

なお、協定で定める事項は、次に掲げるとおりです。（指定条例施行規則第5条）

- ① 指定期間
- ② 管理業務の内容に関する事項
- ③ 事業計画に関する事項
- ④ 使用料又は利用料金に関する事項
- ⑤ 施設の管理経費の額及び支払方法
- ⑥ 事業報告に関する事項
- ⑦ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑧ 管理業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- ⑨ 管理業務に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

協定は、指定期間全体をとおして規定する事項(①から④及び⑥から⑩まで)について定める「基本協定」及び、単年度ごとに⑤及びその他必要な事項について定める「年度協定」を締結します。

なお、協定の法的な性格については、解釈が分かれる部分ですが、「指定」という行政処分の「附款」（行政処分に付される条件）としての位置付けと、「契約」としての位置付

けの両面があるものと考えられます。

このため、教育委員会所管の施設については、指定管理者の指定に関する条件、使用許可などの権限に関することなどは、教育委員会の権限で協定を締結すべきで、指定管理料の支払の契約に関することなどは市長の権限で協定を締結すべきということになります。

したがって、教育委員会所管の施設の指定管理に関する協定は、市側は、市長と教育委員会（松江市教育委員会教育長に対する事務委任規則により教育長）の連名で協定を締結することになります。

5 指定管理料の支払方法

指定管理料の支払方法は、指定管理者の資金繰りに対する配慮と公金の適正な支出の観点から、下表の「支払いの標準例」を基本として、指定管理者と協議し、年度協定で定めます。

指定管理料の年額	支払いの標準例
1,000 万円以上	年 12 回に均等に分割して支払う
500 万円以上 1,000 万円未満	年 6 回以上に均等に分割して支払う
100 万円以上 500 万円未満	年 4 回以上に均等に分割して支払う
100 万円未満	施設所管課の課長判断により、支払い回数、 1 回当たりの支払額を決定する

第5章 指定管理者による管理

1 適正な管理業務の確保

(1) 関係法令の遵守

指定管理者は、管理業務を実施するに当たって関係する法令、条例、規則、要綱、通知等を遵守しなければなりません。

(2) 利用拒否、差別的取扱いの禁止

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならず、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的扱いをしてはならないことになっています。(法第244条第2項、3項)

(3) 守秘義務

指定管理者は、公の施設の管理業務を市に代わって行うため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により、業務上の守秘義務を負います。

2 業務の引継ぎ

新たに指定管理者を指定した場合は、施設の管理運営やサービスの継続性を確保するため、新しい指定管理者の指定期間が開始するまでに引継ぎの確実な履行を担保しなければなりません。

引継ぎの履行に当たっては、管理業務全般に関する内容を始め、備品や個人情報の引渡しなど引継ぎ事項のチェックリスト等を作成し、市の立会いの下、新指定管理者と旧指定管理者の間において全ての引継ぎが完了したことを確認します。

3 事業報告書の提出

指定管理者は、公の施設の管理業務に関して月例及び年間の事業報告書を作成し、市に提出します。

これは、市が公の施設の管理状況や住民利用の状況等、指定管理者による管理の実態把握及び評価をすることによって必要な措置をとるためのもので、施設の目的、性質、業務内容等に応じて報告を求めるものです。

(1) 年間報告書

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する事業報告書を作成し、市長等に報告しなければなりません。

事業報告書に記載する事項は、次に掲げるとおりです。(指定条例施行規則第6条

- ① 管理業務の実施及び利用の状況
- ② 使用料又は利用料金の収入の実績
- ③ 管理に係る経費の収支状況
- ④ 前 3 号に掲げるもののほか、自主事業の実施及び収支状況、管理の実態を把握するために必要なものとして市長等が定める事項

前記の④に該当するものとしては、設定した指標の実績、指定管理者が行ったモニタリングや自己評価等があります。

(2) 月例報告書

指定管理者は、月ごとに報告書を作成し、原則として翌月 10 日までに市へ提出します。

月例報告書には、管理業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金等の収支状況、自主事業の実施状況、事故・苦情・要望等の件数及び対応、その他必要な内容について記載します。また市が求める場合、自主事業の収支状況も記載します。

市は、公の施設の管理の適正を期するため、報告書をもとに、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。

4 モニタリングの実施

(1) モニタリングの目的

指定管理者制度を導入した施設においては、指定期間中の公の施設の適正な管理運営を確保するため、指定管理者は日々の点検、アンケート実施による改善を行い、市は指定管理者に対して毎月又は随時に管理運営の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行います。＜指定条例第 10 条＞

また、指定管理者が指示に従わない場合等には指定の取消等を行うことができます。

＜指定条例第 11 条＞

こうした一連の仕組みのことをモニタリングといいます。

モニタリングの目的は、管理運営業務や経理の状況、利用者数や利用者の満足度など、日常的・継続的な点検によって管理運営上の課題等を発見し、必要に応じて見直しや改善を図ることで、安定した施設運営及び市民サービスの向上を実現することです。

モニタリングは、指定管理者によるセルフモニタリングと、市によるモニタリングによって行います。

(2) 指定管理者によるセルフモニタリング

指定管理者は、セルフモニタリングとして、管理運営業務や経理状況、労働環境、

施設の状態を定期的に点検します。また、施設のサービス向上のために利用者アンケートを積極的に実施します。

点検結果やアンケート結果について、実施できるものについては見直しを行い、具体的な点検・改善内容について、事業報告書の一部として市に提出します。

(3) 市によるモニタリング

市によるモニタリングは、指定管理者から提出された事業報告書の内容点検及び施設の実地調査などによって行います。

施設所管課は、モニタリングの実施に際して、市が求める目標や指標の水準を達成できているか、施設の管理運営（住民の平等な利用の確保、効率的な運営、人的及び物的な配置、利用者のサービス向上、労働関係法令の遵守など）が適正に行われているかなどの点検項目を設定し、適切な点検に努めます。点検の際、施設所管課は、必要に応じ指定管理者に資料（管理経費に係る資料等）の提出を求めます。

なお、市は施設の安定的な運営に資することを目的として指定管理施設における財務状況や労働条件の点検を行うために外部の専門家に委託し、確認することがあります。外部の専門家とは、財務状況の点検については、公認会計士、税理士、中小企業診断士のいずれかの資格を有する者、労働条件の点検については、社会保険労務士の資格を有する者とします。

(4) 指定管理者への指示

施設所管課は、モニタリングを行った結果、当該指定管理者の管理業務又は経理の状況等において、市が求める目標や指標の水準に達していない場合は、指定管理者に対して、事業計画の改善計画を提出させるなどの必要な指示を行います。

5 指定の取消し

市は、指定管理者が地方自治法第244条の2第10項に規定する指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

前記の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責任を負いません。なお、市は、指定管理者の指定を取り消し、又は公の施設の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨の告示を行います。

市は指定の取消し等を行う場合は、施設の運営について最善を尽くすよう努めることとします。

<指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる事由>

- ① 松江市が施設の管理の適正を期すために指定管理者に対して行った指示に指定管理者が従わないとき
- ② 指定管理者が法令及び関係条例等に違反したとき
- ③ 管理業務以外の業務においても、組織的な違反行為が行われた場合など、指定管理者に管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ④ 次のいずれかの要件を満たさなくなったとき
 - ア 団体であること(法人格を問わない)
 - イ (市外団体の参入も含めて募集する場合)
 - 松江市内に営業所等を置くものであること。
 - (市内団体のみで募集する場合)
 - 松江市内に本店又は主たる事務所を置くものであること。なお、本募集要項に定める指定管理業務に関する諸事務を遂行できる体制としての実質を備えていること。
 - ウ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定するものに該当しないものであること
 - エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等の規定に基づき更正又は再生手続をしていないものであること
 - オ 松江市が行う建設工事等の請負又は物品の製造の請負、売買等の指名競争入札について指名保留又は指名停止措置を受けていないものであること
 - カ 松江市税、消費税及び地方消費税について滞納がないものであること
 - キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にない団体であること
 - ク 指定管理者の業務の全てを他の者に委託しないものであること
- ⑤ その他、指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき

<指定取消しの流れ>

① 施設所管課における検討

指定の取消しを検討する場合は、指定管理者が指定条例第 11 条の「指示に従わないとき」「法令及び条例に違反したとき」「その他指定管理者の責任に帰すべき理由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき」についての整理と確認を行い、指定の取消しを行うことが適当かどうかを十分に検討する必要がある。検討した結果、指定の取消しが適当であると判断した場合は、

行政手続条例に基づき必要な手続を行わなければならない。

② 聴聞等

指定の取消しは、行政手続条例で規定する不利益処分に該当することから、聴聞等の必要な手続を経た上で決定しなければならない。

③ 指定の取消し等の決定及び告示

聴聞等を行った結果、なお当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められる場合には、指定の取消し等について市長の決裁（組織戦略課及び総務課の合議）を受け、その旨を告示しなければならない。

なお、業務の全部又は一部の停止を命ずる場合も同様とする。

④ 指定管理者への通知

指定管理者の指定の取消し等を決定したときは、当該指定管理者に対して理由を示した上で指定を取り消す旨を通知する。

なお、業務の全部又は一部の停止を命ずる場合も同様とする。

⑤ 指定の取消し等に関する協定の締結

指定の取消し等に当たり、支払い済の指定管理料又は指定管理者が収受した施設の利用料金がある場合には、その返還額や返還期日などの必要な事項について、市と指定管理者との協議を行い、協定を締結する。

⑥ 指定の取消し以降の施設管理

指定の取消し等を行うこととなった施設は、市民サービスの低下を最小限にとどめることが重要であるため、市による直営又は次の指定管理者の指定など、必要な措置を講じなければならない。

6 原状回復義務

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった公の施設の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければなりません。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りではありません。

7 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければなりません。

ただし、市長等が特別の理由があると認めるときは、この限りではありません。

<指定条例第13条>

第6章 指定管理者の評価

指定管理者制度を導入している全ての施設を対象に、年度ごとに指定管理者の管理運営について評価し、公表します。

1 指定管理者の評価

(1) 公募施設の評価

公募により指定管理者を指定している施設の評価は、指定管理者と施設所管課が行います。

指定管理者は、市が定める評価項目について自己評価を実施し、その結果を市に提出します。

施設所管課は、指定管理者から提出された事業報告書やモニタリング結果（日常の管理状況や経理状況の確認、労働条件の点検、改善の実施状況など）をもとに評価項目について評価します。

(2) 非公募施設の評価

非公募により指定管理者を指定している施設の評価は、施設所管課が行います。

施設所管課は、指定管理者から提出された事業報告書やモニタリング結果（日常の管理状況や経理状況の確認、労働条件の点検、改善の実施状況など）をもとに評価項目について評価します。

2 評価結果の公表

評価結果は、組織戦略課が取りまとめ、市民への情報提供を目的に、市ホームページで公表します。

3 評価結果の活用

施設所管課は、評価結果に基づき、指定管理者に必要な指導、指示を行い、施設の適正な管理と利用者へのサービス向上を図ります。

また、モニタリングと評価結果を分析し、次期指定管理者の選定に当たっての募集要項や仕様書、選定時の審査項目、審査視点等の充実に役立てます。

第7章 指定管理者制度の留意点

1 税の取扱い

(1) 消費税・地方消費税

消費税法において、課税対象となる「資産の譲渡等」については、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供という。」と定義されていることから、指定管理料は原則として、その全額が消費税及び地方消費税の課税対象となります。

(2) 印紙税

指定管理者との間で締結する協定書は、法的性質から印紙税法に規定された課税文書である「請負契約書」ではなく課税文書ではない「委任契約書」に当たります。

したがって、市と指定管理者とが締結する協定書に収入印紙の貼付は不要であると解釈して差し支えありません。

ただし、松江税務署は、現在も一律に非課税文書であるとの見解を示していません。印紙税の取扱いは必要に応じて個別に確認する必要があります。

この印紙税に関する解釈及び取扱いは、他自治体でも同様です。

※ 事業税は、地方税法により、人口 30 万人以上の市の内、政令で指定する市が課税するとされているため、本市は該当となりません。

2 情報の公開

指定管理者制度の運用には、高い透明性が求められることから、指定管理者は、公の施設の管理運営業務に関して保有する文書等の情報公開に留意することが必要です。

市は、指定管理者の管理に係る公の施設に関する文書等であって市が保有していないものに関して、市民から閲覧又は写しの申出があったときは、指定管理者に対して当該文書等を市へ提出するよう求めるものとします。 <松江市情報公開条例第 31 条の 2>

3 個人情報の保護

指定管理者が指定管理業務を行うに当たっての個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に規定されており、次のとおり取り扱います。

- ・ 市は、個人情報の保護に当たって、指定管理者に対して「個人情報取扱事務の委託基準」の〔別記〕「個人情報取扱特記事項（指定管理用）」を明示し、個人情報の適正な管理及び取り扱いを求めること。

- ・ 上記基準の他、指定管理者は、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

《参考：個人情報の保護に関する法律（抜粋）》

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 省略

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

4 情報システムの管理

指定管理者は情報システム（コンピュータ、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう）を用いて業務を行う場合には、情報システムを適切に管理し、業務情報の漏えい及び改ざん等のセキュリティ事故及び事件の防止を確実に行うことが必要です。

5 避難施設の開設

災害時等において、市の指定避難施設の有無にかかわらず、市の指示により指定管理施設を避難所とする場合があります。また市民の自主避難についても、市の指示により受入れを行うことを要する場合があります。

指定管理者は上記の状況の場合、市と連携しながら、施設の安全確認や開錠・施錠、その他避難所として必要な対応を行うこととし、基本協定書でその旨を取り交わします。

6 インボイス制度への対応

令和5年10月1日から、インボイス制度が始まります。地方公共団体が売手となり、事業者に対し施設貸出等の消費税課税取引を行う場合、地方公共団体が適格請求書（イ

ンボイス)を交付しなければ、事業者は当該取引に係る消費税の仕入税額控除を受けることができなくなります。そのため、指定管理者制度導入施設においても、事業者に対し消費税課税取引を行う施設については、インボイス制度に対応する必要があります(指定管理者が消費税免税事業者である場合を除く。)。基本協定書でインボイス制度への対応について取り交わし、具体的な内容は仕様書で示します。

【参考資料】

地方自治法（抄）

（公の施設）

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第 244 条の 3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第 244 条の 4 普通地方公共団体の長以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

○松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例

平成17年7月12日

松江市条例第396号

改正 平成23年7月5日条例第34号

平成30年3月22日条例第1号

平成31年3月29日条例第9号

令和2年3月26日条例第7号

(趣旨)

第1条 本市が設置する地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設に係る指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続きについては、他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(募集)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。

- (1) 指定管理者を指定して管理を行わせる公の施設（以下「当該施設」という。）の概要
- (2) 指定管理者の選定の基準
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (5) 使用料又は利用料金に関する事項
- (6) 指定を受けるために必要な資格
- (7) 申請に必要な書類
- (8) 申請の受付期間
- (9) 当該施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて市長等に提出しなければならない。

- (1) 指定期間内における管理業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (3) 当該団体の経営状況等を説明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認めるもの

(候補者の選定方法及び選定基準)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、適当と認められる団体がない場合には、選定しないものとする。

- (1) 当該施設の運営において住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 当該施設の効果を最大限に発揮するとともに当該施設の効率的な管理が図られること。
- (3) 当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が当該施設の性質等に応じて別に定める基準
(再度の選定)

第5条 市長等は、前条の規定により選定した団体（以下「被選定団体」という。）を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、申請団体（当該被選定団体を除く。）の中から再度同条の規定により当該施設の管理を行わせることが適当と認められる団体を選定することができる。

(選定の特例)

第6条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 当該施設の性質、規模又は機能により公募に適さないと認めるとき。
- (2) 第2条の規定による公募に対し応募者がいないとき。
- (3) 第4条ただし書の規定により選定しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公募により難い特別な事情があるとき。

2 前項の規定により選定するときは、市長等は、当該団体にあらかじめ第3条各号に掲げる書類の提出を求め、第4条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(指定管理者の指定等)

第7条 市長等は、前3条により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、前項の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長等と当該施設の管理及び運営に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の初日（指定の初年度に当たっては指定日の翌日）から指定を取り消された日までの間の事業報告書を提

出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第10条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、法令及び条例に違反したとき、その他指定管理者の責任に帰すべき理由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長等はその賠償の責任を負わない。

3 市長等は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は公の施設の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった公の施設の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(松江市公の施設指定管理者選定審議会の設置)

第14条 指定管理者の選定について審議するため、松江市公の施設指定管理者選定審議会を設置する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(松江市情報公開条例の一部改正)

2 松江市情報公開条例（平成17年松江市条例第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(松江市個人情報保護条例の一部改正)

- 3 松江市個人情報保護条例（平成17年松江市条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

- 4 八束郡東出雲町の編入の日の前日までに、東出雲町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年東出雲町条例第24号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(事務の移管に伴う経過措置)

- 5 平成30年4月1日前に、第7条の規定により教育委員会がした松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例（平成17年松江市条例第403号）別表第1に掲げる指定運動施設に係る指定管理者の指定については、市長がしたものとみなす。この場合における指定期間は、平成30年4月1日において当該指定を受けたとみなされる団体に係る指定期間の残存期間とする。
- 6 平成31年4月1日前に、第7条の規定により教育委員会がした松江市八雲林間劇場設置及び管理に関する条例（平成17年松江市条例第154号）第2条の表に掲げる劇場、松江市鹿島文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成19年松江市条例第28号）第2条の表に掲げる文化ホール及び松江市鹿島野外音楽堂の設置及び管理に関する条例（平成19年松江市条例第30号）第2条の表に掲げる音楽堂の指定管理者の指定については、市長がしたものとみなす。この場合における指定期間は、平成31年4月1日において当該指定を受けたとみなされる団体に係る指定期間の残存期間とする。
- 7 令和2年4月1日前に、第7条の規定により教育委員会がした松江歴史館の設置及び管理に関する条例（平成22年松江市条例第38号）第1条の規定により設置された松江歴史館の指定管理者の指定については、市長がしたものとみなす。この場合における指定期間は、令和2年4月1日において当該指定を受けたとみなされる団体に係る指定期間の残存期間とする。

附 則（平成23年7月5日松江市条例第34号）

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日松江市条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日松江市条例第9号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日松江市条例第7号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則

平成17年7月12日

松江市規則第293号

改正 平成26年2月28日規則第2号

平成27年3月25日規則第5号

平成27年12月18日規則第77号

平成29年7月4日規則第38号

令和3年3月30日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年松江市条例第396号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書)

第2条 条例第3条の申請書は、指定管理者指定申請書（様式第1号）によるものとする。

(選定結果の通知)

第3条 市長等は、条例第4条の規定により選定された団体に対しては、指定管理者選定通知書（様式第2号）により通知し、選定されなかった団体に対しては、指定管理者不選定通知書（様式第3号）により通知する。

(再度の選定の通知)

第4条 市長等は、条例第5条の規定により再度団体を選定しようとするときは、被選定団体に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

2 市長等は、条例第5条の規定により再度団体を選定したときは、当該団体に対し、速やかに、その結果を通知しなければならない。

(協定事項)

第5条 条例第8条の協定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定期間
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 使用料又は利用料金に関する事項
- (5) 施設の管理経費の額及び支払方法
- (6) 事業報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (8) 管理業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (9) 管理業務に関し知り得た個人情報の保護に関する事項

- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項
(事業報告書の記載事項)

第6条 条例第9条の事業報告書に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理業務の実施及び利用の状況
- (2) 使用料又は利用料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長等が定める事項

(審議会の組織)

第7条 条例第14条に規定する松江市公の施設指定管理者選定審議会（以下「審議会」という。）は、委員30名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の所掌事務)

第8条 審議会は、本市の公の施設について、指定管理者制度を適用させようとする場合の候補者を選定するために必要な事項を審議するものとする。

(審議会の会議)

第9条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、市長が委員の中から指定管理者の候補者を選定しようとする施設の性格に応じ5名以内を選抜して招集する。ただし、特別な事情があると認められる場合は、選抜する委員の数を6名以上とすることができる。

2 会議は、前項の規定により選抜された委員（以下「選抜委員」という。）の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 会議の議長は、会議に出席した選抜委員（以下「出席委員」という。）の互選により決定する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

5 審議会は、必要に応じて選抜委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月28日松江市規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月25日松江市規則第5号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日松江市規則第77号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（平成29年7月4日松江市規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日松江市規則第10号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○松江市暴力団排除条例

平成 25 年 3 月 18 日

松江市条例第 14 号

改正 平成 29 年 12 月 19 日条例第 48 号

(目的)

第1条 この条例は、暴力団排除に関して基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び通勤、通学等で市内に滞在している者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を営む個人及び法人をいう。
- (5) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (6) 暴力追放県民センター 法第32条の3第1項の規定により島根県公安委員会が都道府県暴力追放運動推進センターとして指定をした公益財団法人島根県暴力追放県民センターをいう。
- (7) 指定管理者 市が設置する公の施設の管理をするものとして市が指定したものをいう。
- (8) 個人情報 松江市個人情報保護条例(平成17年松江市条例第15号)第2条第1号に規定する個人情報をいう。

(基本理念)

第3条 市及び市民等は、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団と交際しないことを基本事項として遵守するとともに、相互に連携及び協力して、社会全体で暴力団排除を推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、島根県及び周辺市町村と連携を図りながら、暴力団排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を得たときは、警察に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、暴力団との一切の関係を遮断するとともに、相互に連携して暴力団排除に取り

組み、市が行う暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を得たときは、警察に対し、当該情報を提供
するよう努めるものとする。

(市民等に対する支援等)

第6条 市は、市民等が相互に連携して暴力団排除に取り組むことができるよう、警察及び暴力追
放県民センターと連携して市民等に対し情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとし
る。

- 2 市は、市民等が暴力団排除の重要性について理解を深め暴力団排除の気運が醸成されるよう、
必要な広報及び啓発を行うものとする。

(公の施設の使用禁止)

第7条 市長、教育委員会又は指定管理者は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に使用され、
又は暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるときは、当該公の施設の使用の許
可について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の許可をせず、
又は当該使用の許可を取り消すことができる。

(市の事務及び事業における措置)

第8条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴
力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させな
い等の必要な措置を講ずるものとする。

(学校教育における措置)

第9条 市は、市が設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校(義
務教育学校の後期課程を含む。)及び高等学校をいう。)において、その生徒が暴力団排除の
重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするた
めの教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

(威力利用の禁止)

第10条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員を利用し、又は自己が暴力団と
関係があることを認識させて相手方を威圧するなど、暴力団の威力を利用してはならない。

(利益供与の禁止)

第11条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与
をしてはならない。

(個人情報の取扱い)

第12条 市長は、暴力団排除の措置を講ずる場合で必要と認めるときは、個人情報を収集したと
きの目的にかかわらず、当該個人情報を利用し、又は警察に提供することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月19日松江市条例第48号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○松江市情報公開条例

平成17年3月31日

松江市条例第14号

改正 平成17年7月12日条例第396号

平成19年10月17日条例第56号

平成23年7月5日条例第34号

平成24年10月5日条例第45号

平成27年3月25日条例第1号

平成28年3月24日条例第3号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の公開（第5条—第18条）

第3章 審査請求等（第18条の2—第28条）

第4章 情報公開の総合的な推進（第29条—第31条の2）

第5章 雑則（第32条—第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を求める権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責任が全うされるようにするとともに、市民の市政参加の推進による開かれた市政の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、ガス事業管理者、交通事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的とし

て発行されるもの

イ 図書館その他の市の施設又は機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を求める市民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を求めるものは、この条例の目的に従いその権利を行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公開を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該

公文書を公開しなければならない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）

である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に

掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨(一部を公開するときは、公開しない部分及びその理由を含む。)及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒

否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定(前条の規定により公開請求を拒否する旨の決定及び公開請求に係る公文書を保有していない旨の決定を除く。)をした場合において、当該公文書の全部又は一部についての公開が可能となる時期が明らかであるときは、その旨を前2項の規定による書面に付記しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から30日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に市及び公開請求者以外の者(以下この条、第19条第3項及び第20条第2項において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報

が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定した旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第15条 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

（他の制度との調整）

第16条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第1項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令又は他の条例の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用負担）

第17条 この条例の規定による公文書の閲覧又は視聴に要する費用は、徴収しない。

- 2 この条例の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（任意公開）

第18条 実施機関は、第5条に掲げるもの以外のものから公文書の公開の申出があつた場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

第3章 審査請求等

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第18条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、第21条の松江市情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関(次条において「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)
 - (2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(審査請求に対する裁決)

第20条 諮問実施機関は、前条の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、遅滞なく当該審査請求に対する裁決をするものとする。

- 2 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(松江市情報公開審査会)

第21条 第19条第1項に規定する諮問に応じて審議を行うため、松江市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する審議のほか、情報公開制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。
- 3 審査会は、5人以内の委員をもって、組織する。
- 4 委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第23条 審査会は、審査請求人又は参加人から申立てがあったときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、実施機関に対して、質問を発することができる。

(意見書等の提出)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写しの

交付（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 3 第1項の規定により交付を受ける審査請求人又は参加人は、その交付を受ける時に、手数料を納めなければならない。
- 4 前項の手数料については、松江市行政不服審査関係手数料条例（平成28年松江市条例第2号）第2条第1項（手数料の額に関する部分に限る。）及び第3条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは、「審査会」と読み替えるものとする。

（審査会の会議の非公開）

第26条 第19条第1項に規定する諮問に応じて調査、審議を行う審査会の会議は、公開しない。

（答申書の送付）

第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（その他）

第28条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 情報公開の総合的な推進

（情報提供の推進）

第29条 実施機関は、市民が必要とする情報を的確に把握し、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的な情報提供の推進に努めるものとする。

（審議会等の会議の公開）

第30条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれがある場合

（出資法人の情報公開）

第31条 市が出資している法人のうち規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市長は、出資法人の情報公開が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(指定管理者の情報公開等)

第31条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書等（文書、図画、写真及び電磁的記録をいう。以下本条において同じ。）であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

- 2 実施機関は、指定管理者の管理に係る公の施設に関する文書等であって当該実施機関が保有していないものに関し、閲覧又は写しの交付の申出があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書を当該実施機関に提出するよう求めるものとする。

- 3 前2項の文書等の範囲その他これらの規定による文書等の公開及び提出に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第5章 雑則

(公文書の検索資料の作成)

第32条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(公文書の管理)

第33条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他公文書の管理に関する必要な事項について定めるとともに、これを公表するものとする。

(運用状況の公表)

第34条 市長は、毎年1回この条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、施行日以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書（施行日以前に合併前の八束町及び解散前の松江地区広域行政組合若しくは松江鹿島水道企業団が作成し、又は取得した公文書（永年保存のものを除く。）で、合併後の松江市が承継したものを除く。）について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以前に合併前の松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町及び宍道町が作成し、又は取得したもので、合併後の松江市が承継した公文書の適用に

については、なお合併前の松江市情報公開条例（平成13年松江市条例第3号）、鹿島町情報公開条例（平成12年鹿島町条例第1号）、島根町情報公開条例（平成15年島根町条例第21号）、美保関町情報公開条例（平成15年美保関町条例第15号）、八雲村情報公開条例（平成13年八雲村条例第15号）、玉湯町情報公開条例（平成10年玉湯町条例第19号）又は宍道町情報公開条例（平成11年宍道町条例第18号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の例による。

（経過措置）

- 4 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた公開決定その他の処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置）

- 5 八束郡東出雲町の編入の日の前日までに、東出雲町情報公開条例（平成13年東出雲町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年7月12日松江市条例第396号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月17日松江市条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月5日松江市条例第34号）

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年10月5日松江市条例第45号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日松江市条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日松江市条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（松江市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求であって、この条例の施行前にされた公開決定等又はこの条例の施行前にされた公開請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

○松江市行政手続条例

平成17年3月31日

松江市条例第13号

改正 平成23年7月5日条例第34号

平成26年12月19日条例第52号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）

第3章 不利益処分

第1節 通則（第12条—第14条）

第2節 聴聞（第15条—第26条）

第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）

第4章 行政指導（第30条—第34条の2）

第4章の2 処分等の求め（第34条の3）

第5章 届出（第35条）

附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、この条例に規定する事項について、他の条例に特別に定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等をいう。

(2) 条例等 条例及び執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）並びに知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）及び島根県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年島根県条例第34号）の規定により市が処理することとされた事務について規定する島根県の条例及び島根県の執行機関の規則をいう。

(3) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

- (4) 申請 条例等（第31条においては法令）に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
- ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分
- イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分
- ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
- エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
- (6) 行政指導 市の機関（議会を除く。以下同じ。）がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。
- (7) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。
- （適用除外）

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

- (1) 議会の議決によってされる処分
- (2) 議会の議決を経て、又はその同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
- (3) 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて市長又は徴税吏員がする処分及び行政指導
- (4) 学校において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員（以下「公務員」という。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
- (6) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
- (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として条例等の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導
- (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直

接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(9) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

(10) 第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において条例等に基づいてされる処分及び行政指導

(11) 市が市以外の者に対して交付する補助金、利子補給金、事業共催の場合の負担金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付に関する処分

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

第2章 申請に対する処分

（審査基準）

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

（標準処理期間）

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（申請に対する審査及び応答）

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」とい

う。) に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(情報の提供)

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

- 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従いこの章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに定めるもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

- (2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

- (1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

- (2) 条例等上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

- (3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

- (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

- (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

- 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。
- 3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- (2) 聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認め

るときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは「参加人」と読み替えるものとする。

（文書等の閲覧）

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

（聴聞の主宰）

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
- (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
- (4) 前3号に規定する者であつたことのある者
- (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (6) 参加人以外の関係人

（聴聞の期日における審理の方式）

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。
(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。
(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

きる。

（聴聞調書及び報告書）

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分
の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければなら
ない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われ
なかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理
由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提
出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

（聴聞の再開）

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に
対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。

第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

（聴聞を経てされる不利益処分の決定）

第26条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第24条第1項の調書の内容及び同条第3項の
報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

第3節 弁明の機会の付与

（弁明の機会の付与の方式）

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁
明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）
までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面
により通知しなければならない。

（1） 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項

（2） 不利益処分の原因となる事実

（3） 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並び
に出頭すべき日時及び場所）

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合におい

て、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によつてのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

- 2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 前項の規定は、公共の利益の実現その他正当な理由がある場合は、行政指導の事実その他必要な事項の公表を妨げるものではない。
- 4 前項の公表をしようとするときは、当該行政指導の相手方に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(申請に関連する行政指導)

第31条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政指導が市民生活の安全性の確保、災害の防止その他公益上重要な事項を目的とするものであつて、申請者が当該行政指導に従わないことにより公益に著しい障害を生ずるおそれがある場合には、当該行政指導に携わる者は行政指導を継続することができる。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第32条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる条例等の条項
 - (2) 前号の条項に規定する要件
 - (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由
- 3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。
- 4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。
- (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
 - (2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの
- （複数の者を対象とする行政指導）
- 第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。
- （行政指導の中止等の求め）
- 第34条の2 条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。
- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 当該行政指導の内容
 - (3) 当該行政指導がその根拠とする条例の条項
 - (4) 前号の条項に規定する要件
 - (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

(処分等の求め)

第34条の3 何人も、条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が条例に置かれているものに限る。）がされていないと
思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市
の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる条例等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第5章 届出

(届出)

第35条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていること
その他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市行政手続条例（平成8年松江市条例第3号）、鹿島町行政手続条例（平成9年鹿島町条例第17号）、島根町行政手続条例（平成8年島根町条例第18号）、美保関町行政手続条例（平成8年美保関町条例第24号）、八雲村行政手続条例（平成8年八雲村条例第25号）、玉湯町行政手続条例（平成9年玉湯町条例第1号）、宍道町行政手続条例（平成8年宍道町条例第26号）又は八束町行政手続条例（平成9年八束町条例第6号）の規定によりなされた処分、行政指導及び届出に関する手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

3 八束郡東出雲町の編入の日の前日までに、東出雲町行政手続条例（平成9年東出雲町条例第1号）

の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年7月5日松江市条例第34号）

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日松江市条例第52号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（松江市税賦課徴収条例の一部改正）

- 2 松江市税賦課徴収条例（平成17年松江市条例第59号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

平成15年7月17日

各都道府県知事殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）は、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いいたします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については、「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」

（平成15年7月17日付け総行行第86号、総行公第39号、総財公第61号、総財務第71号、15文科高第275号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

第1 地方公共団体の内部組織に関する事項

1 改正の趣旨及び留意点

- (1) 今般の改正は、都道府県の自主組織権を尊重する観点から、都道府県の局部数の法定制を廃止し、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を自主的に設けることができることとし、この場合において、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について条例で定めることとしたものであること。（第158条第1項関係）

(2) 地方公共団体の内部組織の編成に当たっては、その事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないものであること。すなわち、組織の改編を行うに当たっては、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような見直しを行うとともに、既存の組織についても従来のあり方にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとされたいこと。（第158条第2項関係）

2 地方公共団体の内部組織のあり方に関する事項

第158条第1項の地方公共団体の長の直近下位の内部組織とは、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌するために設けられる最上位の組織を意味するものであり、局又は部若しくはこれに準ずる組織の名称如何にかかわらず、条例で定めることが必要となるものであること。（第158条第1項関係）

3 条例の制定又は改廃をした場合の届出に関する事項

(1) 上記2の条例を制定し又は改廃したときは、都道府県にあっては総務大臣に、市町村にあっては都道府県知事に遅滞なく届け出るものとされたこと。（第158条第3項関係）

(2) 上記(1)により総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない事項は、当該条例の要旨のほか、総務省令で定めるものであるが、その内容は、新旧対照表及び改正理由並びに当該地方公共団体の組織図（当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織を示すもの）を予定しているものであること。

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

(1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。（第244条の2第3項関係）

(2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第231条の3）、不服申立てに対する決定

(第244条の4)、行政財産の目的外使用許可(第238条の4第4項)等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。(第244条の2第3項関係)

- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。(第244条の2第6項関係)

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。(第244条の2第4項関係)

- ① 「指定の手続」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。
- ア 住民の平等利用が確保されること。
 - イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

- ② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件(休館日、開館時間、使用制限の要件等)のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。

- ③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。

- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。(第244条の2第8項及び第9項関係)

- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であるこ

と。

3 適正な管理の確保等に関する事項

(1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。（第244条の2第7項関係）

(2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

(3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年6月16日付け総行情第91号総務省政策統括官通知）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第3 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。（改正法附則第1条関係）

2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。（改正法附則第2条関係）

平成 1 5 年 8 月 2 9 日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 1 5 年政令第 3 7 4 号）、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 1 5 年政令第 3 7 5 号。以下「改正令」という。）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成 1 5 年総務省令第 1 1 1 号。以下「改正規則」という。）は、平成 1 5 年 8 月 2 9 日に公布され、地方自治法の一部を改正する法律（平成 1 5 年法律第 8 1 号。以下「改正法」という。）、改正令及び改正規則は、平成 1 5 年 9 月 2 日から施行されることとなりました。

改正法の内容、留意事項については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成 1 5 年 7 月 1 7 日付け総行行第 8 7 号総務省自治行政局長通知）により示したところですが、改正令及び改正規則の内容は、改正法の施行に伴う規定の整備のほか、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 2 1 条第 3 項に規定する普通地方公共団体の長の調査等及び法第 1 9 9 条第 7 項後段に規定する監査委員による監査の対象となる法人の範囲を改めたものです。

貴職におかれては、下記事項及び上記通知に示した事項に留意の上、改正法による地方公共団体の内部組織に関する事項及び公の施設の指定管理者制度の施行が円滑に行なわれるとともに、地方公共団体が資本金等の出資をしている法人に対する長の調査等及び監査委員による監査が適切に運用されるよう格別の配慮をされますようお願いいたします。なお、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第一 地方公共団体の内部組織に関する事項（略）

第二 公の施設に関する事項

改正法の施行に伴い、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則中、公の施設の管理受託者に関する規定を削除したほか、その他関係政令の規定について所要の整備を行なったものであること。（令第 1 7 3 条の 3、則第 1 7 条、改正令附則第 9 条関係）
（以下、略）

雇児総発第0829001 号

社援保発第0829001 号

障企発第0829002 号

老計発第0829002 号

平成15年8月29日

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局）長 殿

中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省社会・援護局保護課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省老健局計画課長

社会福祉施設における指定管理者制度の活用について

今般、地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成15年政令第374号）が公布され、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）は9月2日より施行されることとなったところであるが、同法において創設された指定管理者制度の趣旨及び内容について、別添「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日総行第87号）のとおり、総務省自治行政局長より通知が発出されているので、御留意願いたい。

また、これに伴って、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、第20条の5に規定する特別養護老人ホームや児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所などの社会福祉施設であって、地方公共団体が設置するものについても、個別法による制約のない範囲において指定管理者制度を活用してその管理を指定管理者に行わせることができることとなったので、管内市区町村及び関係者に周知するようお願いする。

なお、本通知の発出については、総務省自治行政局とも協議済みである旨、申し添える。

平成15年9月2日

各都道府県・政令指定都市 都市公園担当部局長 殿

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長

指定管理者制度による都市公園の管理について

本年6月13日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」において指定管理者制度が創設されたところです。各都道府県・政令指定都市においては、指定管理者制度による都市公園の管理について、下記の事項に留意の上、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知願います。

（本件は総務省自治行政局と協議済みであるので、念のため申し添えます。）

記

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に対し、都市公園法第5条第2項の許可を要することなく、都市公園全体又は区域の一部（園路により区分される等、外形的に区分されて公園管理者との管理区分を明確にすることができ、公園管理者以外の者が包括的な管理を行い得る一定規模の区域をいう。

以下「一定規模の区域」という。）の管理を行わせることができること。

2. 指定管理者が行うことができる管理の範囲は、地方公共団体の設置に係る都市公園について公園管理者が行うこととして都市公園法において定められている事務（占用許可、監督処分等）以外の事務（行為の許可、自らの収入とする利用料金の収受、事実行為（自らの収入としない利用料金の収受、清掃、巡回等）等）であること。

3. 指定管理者に行わせる管理の範囲については、地方公共団体の設置に係る都市公園について公園管理者が行うこととして都市公園法において定められている事務以外の事務の範囲内で、都市公園条例において明確に定めること。

この際、行為の許可等の公権力の行使に係る事務を行わせることについては、国民の権利義務の制限になることにかんがみ、慎重に判断を行うこと。

4. 都市公園全体又は一定規模の区域について、公園管理者以外の者に事実行為として整備を

行わせた場合において、当該者に対し事実行為に係る事務を行わせることにより管理を行わせることができるほか、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度により管理を行わせることもできること。例えば、PFI 事業者に対し、同事業者が事実行為としてPFI 事業により整備した公園の一定規模の区域を指定管理者制度により管理を行わせることができること。

5. なお、従前の通り、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、公園管理者が、その管理に係る都市公園に設ける公園施設で自ら設置管理することが不適当又は困難であると認められる場合については、都市公園法第5条第2項の許可をすることにより公園管理者以外の者に設置管理させることが可能であること。この場合、公園管理者以外の者は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者になることなく、都市公園法第5条第1項の規定に基づいて公園施設の設置管理を行うことができることから、指定管理者制度に係る条例に基づくことなく、自らの収入として料金収受すること等ができること。

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

地方自治法に基づく指定管理者制度の活用に際しての留意事項について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）が、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布され、本年9月2日より施行されることとなったところである。

これに伴い、改正前の地方自治法に基づく「管理委託制度」が、改正法の施行後は「指定管理者制度」に改められ（詳細は、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日総行第87号総務省自治行政局長通知）の第2参照）、地方公共団体が開設する病院等についても、当該地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、その管理を代行することができることとなる。

指定管理者制度に基づき指定管理者に病院等の管理を行わせる場合の留意事項については下記のとおりであるので、貴職におかれてはその趣旨を十分に御理解いただくとともに、管下市町村にも周知徹底していただくようお願いしたい。

なお、本通知については、総務省自治行政局行政課及び同省自治財政局地域企業経営企画室とも協議済みであるので、念のため申し添える。

記

1. 地方自治法に基づき指定管理者に病院等の管理を行わせる場合の病院等の開設者について

地方公共団体以外の主体が病院等の管理を委託する場合には、当該病院等において医療を提供している者が医療法上の病院等の開設者となるものであるが、地方自治法の指定管理者制度に基づき地方公共団体が設置する病院等の管理を指定管理者に行わせる場合においては、当該病院等の管理運営に係る責任を、指定管理者に管理を行わせる地方公共団体が有するという指定管理者制度の趣旨にかんがみ、指定管理者に管理を行わせている地方公共団体を医療法上の病院等の開設者とすること。

指定管理者に病院等の管理を行わせる場合において、条例又は協定等により規定すべき事項を参考までに示すと、以下のとおりである。

- ・ 診療科名

- ・ 病床数及び病床区分
- ・ 地方公共団体が関与する仕組み（地域における医療関係者から構成される協議会の設置、議会への諮問等）
- ・ 医療事故の場合の責任の所在
- ・ その他病院等の管理運営に関する重要事項

2. 指定管理者とすることができる者の範囲について

改正法の施行に伴い、医療法人については指定管理者とすることが可能となったが、医療法第7条第5項の趣旨に照らし、営利を目的とする者については指定管理者とすることができないこと。

国河政第 1 1 5 号
国河環第 1 3 5 号
国河沼第 2 3 2 号
平成 1 6 年 3 月 2 6 日

(指定都市各通)

河川局水政課長
河川局河川環境課長
河川局治水課長

指定管理者制度による河川の管理について

平成 1 5 年 9 月 2 日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律」（平成 1 5 年法律第 8 1 号）において指定管理者制度が創設されたところです。各都道府県、政令指定都市においては、指定管理者制度による河川の管理について、下記の事項に留意の上、適切に対応されるようお願いします。

なお、今回の通達により、河川管理に係る指定管理者制度の適用範囲について新たに示したところですが、この河川管理に係る指定管理者制度は、平成 1 6 年 2 月 2 7 日に地域再生推進本部で決定された「地域再生推進のためのプログラム」の一環としても活用できる旨申し添えます。

記

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、従来、管理委託制度により行っていた河川管理に係る事務について、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者制度を活用して指定管理者に行わせることが可能になったこと。
2. 指定管理者が行うことができる河川の管理の範囲は、行政判断を伴う事務（災害対応、計画策定及び工事発注等）及び行政権の行使を伴う事務（占用許可、監督処分等）以外の事務（①河川の清掃、②河川の除草、③軽微な補修（階段、手摺り、スロープ等河川の利用に資するものに限る。）、④ダム資料館等の管理・運営等）であること。
3. 指定管理者に行わせる河川の管理の範囲については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、各自治体の条例において明確に定めること。

平成16年3月29日

(各都道府県（港湾担当部長）あて)

国土交通省港湾局管理課長

指定管理者制度による港湾施設の管理について

平成15年9月2日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律」（平成15年法律第81号）において指定管理者制度が創設されたところです。各都道府県においては、指定管理者制度による港湾施設（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項各号に掲げる港湾施設をいう。以下同じ。）の管理について、下記の事項に留意の上、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、責職よりこの旨周知方お願いいたします。

記

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に対し、公の施設たる港湾施設の管理に係る事務を行わせることができるとされました。
2. 指定管理者が行うことができる業務の範囲は、公の施設たる港湾施設の管理に係る事務で、使用料の強制徴収（法第231条の3）、不服申立てに対する決定（法第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（法第238条の4第4項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができるもの以外の事務（使用許可、自らの収入とする利用料金の収受、事実行為（自らの収入としない利用料金の収受、清掃、保守点検、植栽等）等）です。
3. 指定管理者に行わせる業務の範囲については、法第244条の2第3項及び第4項の規定に基づき、各都道府県の条例において明確に定める必要があります。
この際、港湾施設の使用許可等の公権力の行使に係る事務を行わせることについては、国民の権利義務の制限になることにかんがみ、慎重に判断を行う必要があります。

国都下企第7 1 号
平成16年3月30日

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省都市・地域整備局
下水道部下水道企画課長

指定管理者制度による下水道の管理について

平成15年6月13日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）において公の施設の管理に関する指定管理者制度が創設されたところである。各都道府県、政令指定都市においては、指定管理者制度による公共下水道等の管理について、下記事項に留意の上、適切に対応されたい。

なお、貴都道府県内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知をされたい。

記

1 指定管理者制度の趣旨

従来、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2において、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、公の施設の管理を普通地方公共団体が出資している一定の法人等に委託することができることとされていた（管理委託制度）。

今般、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、地方自治法第244条の2が改正され、従来の管理委託制度に代わる新たな制度として指定管理者制度が創設され、地方公共団体が指定する法人その他の団体（指定管理者）に公の施設の管理を行わせることができることとなった（指定管理者制度）ものである。

2 下水道における指定管理者制度の適用

（1）地方自治法の指定管理者制度と個別の公物管理法との関係

地方自治法の指定管理者制度と個別の公物管理法は、一般法と特別法の関係にあるため、個別の公物について地方自治法の指定管理者制度が適用されるか否かは、個別法の規定の解釈によるものである。

なお、地方自治法の解釈として、指定管理者制度は、事実行為のみにも適用可能であるが、使用料の強制徴収、行政財産の目的外使用許可等の法令により地方公共団体の長のみが

行うことができる権限は指定管理者に行わせることはできないこととされている。

(2) 下水道における指定管理者制度の適用

(1) を踏まえ、下水道における指定管理者制度の適用については、以下のとおりとする。

下水処理場等の運転、保守点検、補修、清掃等や管渠の保守点検、補修、清掃等あるいは使用料の徴収管理等の事実行為については、指定管理者制度を活用することなく業務委託を行うことが従前どおり可能であるほか、委託する管理の内容に応じ指定管理者制度によることも可能である。

一方、排水区域内の下水道の利用義務付け、悪質下水の排除規制、物件の設置の許可、使用料等の強制徴収、監督処分等の下水道管理者が行うべき公権力の行使に係る事務等については、指定管理者制度は適用できないので十分留意すること。

3 下水道において指定管理者制度を適用する場合の手続

(1) 条例の制定

指定管理者制度を適用する場合には、条例において、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとされている（地方自治法第244条の2第4項）ので、下水道において指定管理者制度を適用する場合には、具体的に以下の事項を定めることが適当である。

① 指定の手続

申請の方法、選定基準等について定めることとなるので、申請の方法として業務実施計画書を提出させること等を定めるとともに、選定基準として、以下の事項等を定めること。

- ・施設の維持管理を効率的に行うことができる専門的知識及び技術的な能力に加え、維持管理を安定的に継続して行う財産的基盤を有していること。
- ・指定管理者に管理を行わせることにより、施設の効用を最大限に発揮することが可能になるとともに施設の維持管理経費の縮減が図られること。など

② 管理の基準

下水道として適切な維持管理を確保する上で必要となる事項として、放流水の水質や汚泥の含水率、施設の機能確保等について、管理を行わせようとする下水道施設などの実情を踏まえて定めること。

③ 業務の範囲

2(2)を踏まえた上で、各施設の目的や態様等に応じて指定管理者が行う業務の具体的な範囲を定めること。

この場合、清掃、警備等の個々の具体的な業務の一部を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできないものであることを担保すること。

(2) 指定管理者の指定

- ① 指定管理者の指定にあたっては、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について議会の議決を経ることとされている（地方自治法第244条の2第6項）。
- ② 指定管理者の指定に際しては、施設の諸元、流入水の水質等の当該施設の特性のほか、下水道の維持管理に関する専門的な知識及び技術的な能力、財産的基盤等の応募条件を記載した募集要項等を事前に公表するなど広く民間事業者が参加できるように配慮すること。
- ③ 条例制定、選定等の手続き、議会の議決、協定の締結、事務引継等の期間を考慮して計画的に事務手続を進め、指定管理者が業務を円滑に開始できるように必要な措置を講ずること。
- ④ 指定管理者に支出する委託費の額等条例で定める項目以外の細目的事項については、地方公共団体と指定管理者との間の協定等の中で明らかにしておくこと。

（3）指定管理者に対する監督等

地方公共団体は、指定管理者からの事業報告書の提出（地方自治法第244条の2第7項）、指定管理者に対する当該管理の業務又は経理の状況に関する報告、実地調査又は必要な指示ができるほか、地方公共団体は、指定管理者が上記指示に従わない場合等においては、指定の取消し又は業務の停止命令を行うことができる（地方自治法第244条の2第10項及び第11項）ので、適宜必要な措置を講ずること。

4 下水道管理者として適切な管理を確保するための留意事項

- ① 下水道管理者として、指定管理者への指示、監督等の施設の適切な管理を確保するための必要な措置が行えるよう十分な体制が整備できていること。特に、異常時、緊急時において下水道管理者として行うべき権限、事務を適切に行使するとともに、指定管理者への指示などを的確に行うための必要な体制が整備できていること。
- ② 従来の管理委託制度、民間業者への業務委託と同様に、指定管理者に管理を行わせる場合においても、下水道管理者には下水道法第3条に基づく下水道管理者として本来行うべき権限、事務を適切に行使する責任が存することはもちろん、国家賠償法における公の营造物の設置管理瑕疵に基づく損害賠償責任等の対外的な法的責任を負うこと。
- ③ 指定管理者制度による下水処理場等の維持管理の委託を包括的民間委託で実施する場合においては、別途通知する「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」（平成16年3月30日 国都下管第10号 下水道管理指導室長通知）を参考にすること。

5 その他

（1）経過措置

管理委託制度を適用している施設について、同制度に替えて引続き指定管理者制度を適用する場合には、平成15年9月2日（改正地方自治法の施行日）から起算して3年以内に、

当該施設の管理に関する条例を改正し、指定管理者制度を適用するための本通知に基づく手続きを行う必要があること。

(2) その他

平成16年2月27日付け地域再生本部決定の『「地域再生推進のためのプログラム」3
(1) 地域主導による資源の有効活用 ③アウトソーシングの促進』において「地方公共団体の行政サービスについて、潜在的ニーズを民間の創意工夫で顕在化させ、新たなビジネス、雇用の機会を創出する観点」から本制度を活用できるとされているので参考にされた
い。

国道政第9 2 号
国道国防第4 3 3 号
国道地調第9 号
平成16年3月31日

(指定都市各通)

道路局路政課長
道路局国道・防災課長
道路局地方道・環境課長

指定管理者制度による道路の管理について

平成15年9月2日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律」（平成15年法律第81号）において指定管理者制度が創設されたところですが、各都道府県、政令指定都市におかれましては、指定管理者制度による道路の管理について、下記の事項に留意の上、適切に対応されるようお願いします。

なお、今回の通知により、道路管理に係る指定管理者制度の適用範囲について新たにお示したところですが、この制度は、地域再生プログラムの一環としても活用できる旨申し添えます。

記

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、道路管理に係る事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせることができること。
2. 指定管理者が行うことができる道路の管理の範囲は、行政判断を伴う事務（災害対応、計画策定及び工事発注等）及び行政権の行使を伴う事務（占用許可、監督処分等）以外の事務（清掃、除草、単なる料金の徴収業務で定型的な行為に該当するもの等）であって、地方自治法第244条の2第3項及び第4項の規定に基づき各自治体の条例において明確に範囲を定められたものであること。

なお、これらを指定管理者に包括的に委託することは可能です。

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

公営住宅の管理と指定管理者制度について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)は、平成15年6月13日に公布、同年9月2日から施行されており、これにより、公の施設の管理に関する制度が見直され、従来の管理委託制度（改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく管理を委託するものをいう。以下同じ。）に代わり「指定管理者制度」が創設されたところである。

公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）は公の施設に該当するものであり、公営住宅の管理についても、管理委託制度により管理を委託することが可能であることから、公営住宅の管理と指定管理者制度との関係について、下記のとおり通知するので参考にされたい。

また、貴管内の事業主体（公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体をいう。以下同じ。）に対しても、この旨周知されるように願います。

記

1 指定管理者制度の適用

公営住宅の管理については、公営住宅法上事業主体が行うこととされている管理に関する事務のうち、入居者の募集や収入審査など及び修繕、清掃等の事実行為について管理委託制度により地方公共団体が出資している法人等に委託している実態が多いところである。

指定管理者制度は、管理委託制度では受託者となれなかった民間事業者を含む法人その他の団体についても、議会の議決を経て地方公共団体の指定を受けた場合には、公の施設の管理を行うことができるものである。

公営住宅の管理の委任については、下記3の入居者のプライバシー保護に十分配慮したうえで、指定管理者制度に基づき行うことができることとなっている。なお、指定管理者制度については平成18年9月が移行のための猶予期限となっているところである。

2 委任の範囲

公営住宅の管理については、住宅困窮度に応じた優先入居の実施や、地域の実情や居住者の状況に応じた適切な家賃設定など、公平な住宅政策の観点からの行政主体としての判断が

必要である。このため、公営住宅の入居者の決定その他の公営住宅法上事業主体が行うこととされている事務を指定管理者に委任して行わせることは適当ではない。したがって、公営住宅の管理について指定管理者が行うことができる事務の範囲は、従前の管理委託制度により受託者が行うことのできるものと同じものである。

なお、地方公共団体が適当と認めるときは、公の施設の利用料金を指定管理者の収入として収受（指定管理者自らの収入として受入れることをいう。）させることができることとなっている。公営住宅の場合、その利用料金である家賃及び敷金等の決定や減免等は公営住宅制度の目的と密接不可分であることから、従来の管理委託制度のもとにおいても家賃等は事業主体自らの収入として収受していたところである。したがって、指定管理者制度に移行した後も指定管理者の収入として収受させることは適切ではない。ただし、家賃の徴収等の事務のみを委任することや駐車場等共同施設の使用料を収受させることについては差し支えないものである。

3 入居者のプライバシー保護について

公営住宅の管理に当たっては、入居者の収入や家族構成等重要な個人情報を取扱うことから、入居者のプライバシー保護について十分に措置することが不可欠である。入居者のプライバシー保護については、個人情報保護条例、指定管理者の管理の基準に関する条例または公営住宅の管理に関する条例において指定管理者に対して入居者のプライバシー保護を義務付けるとともに事業主体と指定管理者との間で締結する契約に個人情報の保護に関して必要な事項を盛り込むことを規定する必要がある。この場合においては、個人情報保護条例に罰則を設けることを積極的に検討することが望ましい。また、個人情報保護条例が制定されていない場合又は個人情報保護条例に罰則を設けない場合には、指定管理者の管理の基準に関する条例または公営住宅の管理に関する条例を定める際に違反に対する罰則規定を設けることが必要である。

さらに、指定管理者制度により公営住宅の管理を行う場合の具体的なプライバシー保護対策として少なくとも次のような措置を講ずるべきである。

- ① 電算システムで個人情報を取扱う場合は、事業主体のホストコンピューターと指定管理者の端末は専用回線とするなど外部からのアクセスが不可能となるようなセキュリティ対策を行うこと。
- ② 電算システムで個人情報を取扱う者は、電算システムの管理者からユーザーID、パスワードの指定を受けた者とするとともにその人数も極力限定すること。
- ③ 指定管理者は、個人情報を取扱う者に対して、第三者から個人情報を求められた場合の対応について研修等を行うことにより、入居者のプライバシー保護の重要性を認識させ、第三者への対応が的確に行えるように努めること。
- ④ 電算システムにデータ入力すること等個人情報を取扱う業務を指定管理者がさらに第三者へ委託するような場合には、氏名、住所等の情報の取扱いについては、あらかじめ個人を

特定できないように処理するなど特段の配慮をすること。

4 その他

なお、平成16年2月27日付け地域再生本部決定の『「地域再生推進のためのプログラム」3（1）地域主導による資源の有効利用 ③アウトソーシングの促進』において、本制度を活用できることとされているので参考にされたい。

健総発第0521001号

平成16年5月21日

都道府県
各 政 令 市 衛生主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省健康局総務課長

地方自治法に基づく指定管理者制度の活用について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）が、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布され、同年9月2日より施行されたところであり、改正法において創設された指定管理者制度の趣旨及び内容については、別添1（改正後の地方自治法）及び別添2「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日総行第87号総務省自治行政局長通知）のとおりである。

また、平成16年2月27日に開催された地域再生本部において、「地域再生推進のためのプログラム」が決定され、その中で、公共施設において積極的に指定管理者制度を活用することとされたところである（別添3参照）。

健康局所管の施設のうち、本制度の対象としては、地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条に定める市町村保健センター、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に定める水道施設、「農山村保健対策の推進について」（昭和59年1月14日衛発第23号公衆衛生局長通知）に基づく農村健診センター、「健康科学センターの整備について」（平成7年8月8日健医発第1011号保健医療局長通知）に基づく健康科学センター及び「難病特別対策事業について」（平成10年4月9日健医発第635号保健医療局長通知）に基づく難病相談・支援センターが挙げられるので、御了知の上、管内市区町村及び関係者に周知するようお願いする。

なお、保健所については、地方自治法第244条第1項に規定する「公の施設」に該当しないため、本制度の対象とならないので、ご留意願いたい。

追って、本通知については、総務省自治行政局行政課及び同省自治財政局公営企業課とも協議済みであるので、念のため申し添える。

平成17年3月29日

各都道府県知事

殿

各政令指定都市長

総務事務次官

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について

分権型社会システムへの転換が求められる今日、地方公共団体においては、人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められております。

また、我が国の行財政を取り巻く環境は依然として極めて厳しく、政府においては、国・地方を通じる行財政改革の推進に強力に取り組んでいるところであります。

地方公共団体においては、これまでも積極的に行政改革の推進に努めてこられたところですが、その進捗状況については国民の厳しい視線も向けられているところであり、これらの状況を改めて認識の上、更なる改革を進めていくことが必要であります。

このため、今般、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省において別添のとおり「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定いたしました。

各地方公共団体におかれましては、この指針を参考として、より一層積極的な行政改革の推進に努められますよう、命により通知いたします。

なお、都道府県におかれましては、各都道府県内の市区町村に対しても本通知について周知されますようお願いいたします。

(以下、指定管理者制度関連部分を抜粋)

第2 行政改革推進上の主要事項について

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(2) 指定管理者制度の活用

- ① 現在直営で管理しているものを含め、すべての公の施設について、管理のあり方についての検証を行い、検証結果を公表すること。
- ② 特に、平成15年9月の指定管理者制度の創設に係る地方自治法の改正前の管理委託制度により出資法人、公共団体又は公共的団体へ管理委託している公の施設については、平成18年9月の指定管理者制度への移行期限までに、当該出資法人等を指定管理者に指定するか、新たに民間事業者等を指定管理者に指定するか、当該施設を廃止するか等、

管理のあり方についての検証を行うこと。

- ③ 管理のあり方の検証に際しては、各施設ごとに、行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、存続する場合には管理主体をどうするかなどについて、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較等も含め、その理由を明らかにした上で、住民等に対する説明責任を十分に果たすこと。
- ④ 公の施設の管理状況については、管理の主体や、管理主体が指定管理者となっていない場合にはその理由等の具体的な状況を公表すること。

自治画第6 7 号
平成1 2 年3 月2 9 日
(平成1 7 年1 0 月3 日一部改正)

各 都 道 府 県 知 事

殿

各 指 定 都 市 市 長

自 治 事 務 次 官

地方公共団体におけるP F I 事業について

今般、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成1 1 年法律第1 1 7 号。以下「PFI 法」という。）第4 条第1 項に定める基本方針が制定されました。

地方公共団体においては、下記事項に留意のうえ、適切に対応されるようお願いします。

なお、貴都道府県内市区町村にもこの旨周知されるようお願いします。

記

第1 ～5 （略）

第6 公の施設関係

- 1 P F I 法に基づいて公共施設等を整備しようとする場合の当該公共施設等の管理については、公の施設制度の趣旨を踏まえ、公の施設として管理すべきか否か適切に判断するものであること。
- 2 P F I 事業により公の施設を整備しようとする場合にあっては、施設の設置、その管理に関する事項等については条例でこれを定めるものであること。（地方自治法第2 4 4 条の2 第1 項及び第2 項）
- 3 P F I 事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設を公の施設として供用する間、P F I 事業者が施設の所有権を有する場合は、地方公共団体は、公の施設を設置するに伴って住民に対して負う責務を全うするに十分な、安定的な使用権原（賃借権等）を取得しておく必要があること。
- 4 P F I 事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設の管理を包括的に民間事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第2 4 4 条の2 第3 項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用すること。

ただし、民間事業者に対して、包括的な委任でなく、例えば下記の諸業務をP F I 事業として行わせることは可能であり、また一の民間事業者に対してこれらの業務のうち複数のものをP F I 事業として行わせることも可能であること。その場合にあっては、当該民間事業者については、当該公の施設の利用に係る料金を当該民間事業者の収入として収受させること及び当該料金を当該民間事業者が定めることとすることはできないこと。（地方自治法第

244条の2第8項、第9項)

①下記のような事実上の業務

- ・施設の維持補修等のメンテナンス
- ・警備
- ・施設の清掃
- ・展示物の維持補修
- ・エレベーターの運転
- ・植栽の管理

②管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる下記のような定型的行為

- ・入場券の検認
- ・利用申込書の受理
- ・利用許可書の交付

③私人の公金取扱いの規定（地方自治法第243条、同法施行令第158条）に基づく使用料等の収入の徴収

④当該施設運営に係るソフト面の企画

5 PFI事業において、指定管理者の制度を採用する場合には、指定管理者に関し条例に定める事項（地方自治法第244条の2第4項）、指定の期間（同条第5項）及び指定にはあらかじめ議会の議決を経なければならないこと（同条第6項）について、PFI事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするとともに、指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令を行う場合におけるPFI事業の取扱いについて、あらかじめ明らかにするよう努めるものとされていること。（PFI法第9条の2）

第7（略）

平成17年11月14日

各道府県総務部長
東京都総務・主税局長 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公印省略)

指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて

公の施設の管理については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が新たに導入され、平成18年9月までの間に全ての公の施設について、各地方公共団体は自らが直接管理を行うか、指定管理者制度に移行するかを決定することとされています。

これに伴い、指定管理者制度が導入された公の施設における事業所税の事業主体の判定については、下記のとおり取り扱うことが適当と考えますので、管内関係市に対しこの旨周知願います。

記

- 1 これまで委託事業については、様々な委託形態が存在するため、一般的に事業主体（納税義務者）の判定にあたり、施設の利用、施設の管理及び収益の帰属等を総合的に勘案することとされてきたところであるが、指定管理者制度においては、施設の利用及び施設の管理については指定管理者が行うため、実質的な判定は、収益の帰属（地方自治法第244条の2第8項に基づく利用料金制の導入の有無）によることとなる。
- 2 利用料金制が導入されている指定管理者は、地方公共団体による利用料金の承認が必要になる等の一定の制約を受けるものではあるが、条例に基づいて経営の根幹である利用料金の決定を第一義的に行うことができ、また、利用料金を自らの収入として帰属させることができるため、この場合の指定管理者は、公の施設の管理事業における実質的な事業主体と判断しうる。
- 3 ただし、利用料金制が導入されている指定管理者であっても、地方公共団体から指定管理料等の交付を受けている場合については、主として利用料金で収受することが見込まれる収入により、公の施設の管理事業を行うと認められるような場合に限り、当該指定管理者が事業主体となるものである。
- 4 なお、地方公共団体と指定管理者との間で、公の施設における管理事業の結果生じた全ての利益を地方公共団体へ返還し、かつ、生じた損失の全てを地方公共団体が補てんするような取決めがあり、実質的に指定管理者に事業の主体性が認められないような場合には、事業主体は地方公共団体となるものである。

平成19年1月31日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について（通知）

地方自治法第244条に規定する公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、指定管理者制度が導入されたところですが、平成18年9月1日をもって平成15年改正法附則第2条に規定する経過措置期間が終了し、地方公共団体は、公の施設について自ら直接管理を行うか、指定管理者による管理を行なうかのいずれかによることとなったところです。また、指定管理者の導入状況については、別添のとおり「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」として公表しました。

公の施設の管理及び指定管理者制度の運用にあたっては、引き続き、下記の点に留意の上、運用されるようお願いします。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 公の施設の管理については、既に指定管理者制度を導入している施設も含め、引き続き、そのあり方について検証及び見直しを行い、より効果的、効率的な運営に努めること。
- 2 指定管理者の選定手続については、透明性の高い手続が求められていることから、指定管理者の指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準、手続等について適時に必要な情報開示を行なうこと等に努めること。

各都道府県知事殿

総務事務次官

平成20年度地方財政の運営について

平成20年度の地方財政については、政府としては、地方財政の重要性にかんがみ、その運営に支障が生じることのないよう所要の対策を講じることとし、「平成20年度地方財政計画」

（平成20年1月25日閣議決定、別紙1及び別紙2）及び「平成20年度地方債計画」（平成20年総務省告示第266号及び第294号、別紙3）を策定し、また、第169回国会において4月30日に「地方税法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第21号）、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第22号）及び「地方法人特別税等に関する暫定措置法」（平成20年法律第25号）が成立したところです。うち前二法については、同日に公布、施行され、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成20年4月30日付け総務事務次官通知）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行について」

（平成20年4月30日付け総務事務次官通知）により通知したところです。なお、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」は、平成20年10月1日から施行されます。

平成20年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、平成8年度以降13年連続して、「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当する財源不足が生じるという深刻な事態に直面しました。

また、地方財政は、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が累積しており、平成20年度末においては、地方債（普通会計債）残高が137兆円、これに交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）の借入金残高並びに普通会計でその償還財源を負担することとなる公営企業債残高を加えると、借入金の総額は197兆円に達する見込みとなっています。今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから、地方財政は、構造的にみて、極めて厳しい状況にあります。

さらに、高齢化が本格化する中であって、我が国の経済活力を維持し、社会保障制度や少子化対策を充実していくためには、持続的な経済成長を図るとともに、財政健全化に向けた歳出歳入一体改革に取り組んでいくことが求められています。

このような状況の下で、地方公共団体が、国民の要請に応えてその役割を適切に果たしていくためには、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めつつ、地方分権を推進し、地方公共団体の創造性・自律性を高め、活力ある地方を創るための施策の展開が可能となるよう地方税財源の充実確保を図っていく必要があります。

平成20年度の地方財政運営に当たっては、このような地方財政の現状を踏まえ、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することとして、下記事項に十分留意の上、経済の動向に即応した機動的・弾力的な運営にも配意し、節度ある財政運営を行うようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願いいたします。

なお、本通知は「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

（以下、指定管理者制度関連部分を抜粋）

第一 財政運営の基本的事項

4 地方分権改革、市町村合併及び行政改革の推進等

（8）指定管理者制度の運用

平成15年度に導入された指定管理者制度は、導入後5年を経過し新たな指定管理者の選定に入ろうとしている団体が多いと見込まれるところであり、運用に当たっては以下の事項に留意し、その在り方について検証及び見直しを行われたい。

ア 指定管理者の選定の際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点が必要であること。

イ 指定管理者の適切な評価を行うに当たっては、当該施設の態様に応じ、公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入することが重要であること。

ウ 指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。また、委託料については、適切な積算に基づくものであること。

指定管理者制度の運用上の留意事項

○指定管理者の選定過程に関する留意事項

- ・ 指定管理者を選定する際の基準設定に当たって、事業計画書に沿った管理を安定して行うことが可能な人的能力・物的能力を具体的に反映させているか
- ・ 複数の申請者に事業計画書を提出させることなく、特定の事業者を指定する際には、当該事業者の選定理由について十分に説明責任を果たしているか
- ・ 選定委員会のあり方（選定の基準等）について説明責任を果たしているか
- ・ 選定委員には施設の行政サービス等に応じた専門家等が確保されているか
- ・ 情報公開等を十分行い、住民から見て透明性が確保されているか

○指定管理者に対する評価に関する留意事項

- ・ 評価項目、配点等について客観性・透明性が確保されているか
- ・ モニタリングの数値、方法等について客観性・透明性が確保されているか
- ・ モニタリングに当たり、当該行政サービス等に応じた専門家等の意見を聴取しているか
- ・ 評価する施設の態様に応じた適切な評価を実施しているか
- ・ 評価結果についての必要な情報公開がされているか

○指定管理者との協定に関する留意事項

- ・ 施設の種別に応じた必要な体制（物的・人的）に関する事項を定めているか
- ・ 損害賠償責任の履行の確保に関する事項（保険加入等）を定めているか
- ・ 指定管理者変更に伴う事業の引継ぎに関する事項が定められているか
- ・ 修繕費等の支出について、指定管理者と適切な役割分担の定めがあるか
- ・ 自主事業と委託事業について明確な区分が定められているか

○委託料等の支出に関する留意事項

- ・ 指定管理者に利益が出た場合の利益配分のあり方等を公募の際の条件として可能な範囲で明示しているか
- ・ 地方公共団体側の事情で予算（委託料等）が削減された場合等を想定し、指定管理者側と協議の場を設ける等適切な定めが協定等にあるか
- ・ 委託料の支出にあたり選定の基準（人的・物的能力等）等に応じた適切な積算がなされているか

るか

- ・利用料金の設定に当たっては、住民に対するサービス提供のあり方を勘案し適正な料金設定となるよう留意しているか

平成22年12月28日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとしてとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。

- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

総 行 経 第 2 5 号
平成 29 年 4 月 25 日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議員
各指定都市議会議員

} 殿

総務省自治行政局長

大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した
指定管理者制度の運用について（通知）

平成 28 年熊本地震における対応で課題が指摘されたものについて、今後の震災対策に活かすため、中央防災会議防災対策実行会議に「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援ワーキンググループ」が設置され、平成 28 年 12 月 20 日に「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告）」がとりまとめられ、平成 29 年 4 月 11 日開催の第 37 回中央防災会議にて報告されたところです。

本報告においては、関係者間の連携の不足に伴う課題の一つとして、「市町村と施設管理者、指定管理者の間で避難所運営を想定した役割分担等が共有されていなかったため、避難所運営を想定していなかった指定管理者に多大な負担が生じる場合もあった」ことが指摘され、実施すべき取組として、「避難所となる施設の中には、市町村が指定管理者を指定している場合もあるが、災害時の市町村との役割分担について予め協定等で決めておくとともに、発災後も必要に応じて話し合いを行うことが必要である。」とされています。

ついては、大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について、下記の点に留意の上、適切な運用に努められるよう、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願ひします。

記

1. 指定管理者が管理する施設における避難所等運営の役割分担の確認

(1) 指定避難所としての指定や果たすべき機能等の明確化

指定管理者が管理する施設における避難所等運営については、施設を設置する地方自治体（以下「設置団体」という。）の指定管理者制度所管部局及び施設管理担当部局が、防災担当部局等と緊密に連携し、条例、地域防災計画等において、当該施設の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）上の指定避難所としての指定や果たすべき機能等について明確にしておく必要があること。

(2) 指定避難所である場合

指定避難所である場合、避難所運営の対応マニュアルの作成、指定管理者との協定の締結等を通じ、設置団体、施設所在市町村と指定管理者の間の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。その際、指定管理者が避難所運営や、市町村による避難所運営の支援の役割を担う場合にはその旨を明確にする必要があること。

(3) 指定避難所でない場合

大規模地震に係る災害の場合には、あらかじめ指定避難所として指定されていないとしても、周辺住民から見て避難に適していると判断された施設は事実上避難者が集まる場所となり、さらに事後的に指定避難所として指定されることもあり得ることに留意すること。このような事態が見込まれる施設では、避難者の受入れの可否の判断方法や、受け入れた場合の設置団体、施設所在市町村と指定管理者の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。

(4) 避難所等の運営を市町村が行う場合

大規模地震に係る災害の場合には、指定避難所や事実上避難者が集まる場所（以下「避難所等」という。）の運営を市町村が行うこととしている施設であっても、指定管理者が市町村による避難所等運営の支援の役割を担うなど、通常の施設管理以外の業務を行うこともあり得ることに留意すること。

(5) 避難所等の運営を指定管理者が行う場合

避難所等の運営を指定管理者が行う場合には、受け入れる避難者の数、安

全管理、個人情報等の取扱い等運営の基本的な方針の決定方法や、他の関係機関との連絡調整の方法等については、施設所在市町村と指定管理者の間で調整の上、定める必要があること。

また、指定管理者が避難所等運営において重要な役割を果たしている場合には、運営の基本的な方針を決定する際、施設所在市町村と指定管理者との間で十分な連絡調整が行われることが望ましいこと。

2. 指定管理者が管理する施設を避難所等として利用する場合の費用負担

(1) 費用負担の方針、協議の方法の明確化

指定管理者が管理する施設を避難所等として利用することによって新たに必要となる費用や施設の通常利用ができないことによる利用料金収入の補填等の追加負担、また、不要となる費用の減額等の精算について、その方針や協議の方法（協議開始時期や手続、協議対象事項等）をあらかじめ定めておく必要があること。

(2) 留意事項

費用の追加負担については、指定管理者の業務の円滑な実施に支障をきたすことがないように、留意する必要があること。特に、費用の追加負担の支出の時期については、指定管理者が本来得られるべき通常の指定管理料や利用料金等の当面の収入が得られない状況があり得ることを考慮する必要があること。

また、都道府県が設置する施設を施設所在市町村が避難所等として利用する場合には、新たに必要となる費用の負担者が不明確になることがあるため、都道府県と施設所在市町村の間で事前の調整を行う必要があること。

3. その他

1及び2については、その内容に応じ、条例、地域防災計画のほか、指定管理者との間で定める協定その他の書面において、可能な限り具体的に明記しておくことが望ましいこと。